令和４年

消防防災年報

宮城県

（令和５年度作成）

＜利用上の注意＞

〇災害の実態について

令和４年（１月～１２月）の災害状況を記載している。

〇消防防災体制について

原則として，令和４年度末（令和５年３月３１日時点）の状況を記載している。

なお，一部については，調査基準日が異なるため，各表毎に調査基準日を記載している。

目　　次

第１　災害の実態・・１
　１　火災概況・・１
　２　自然災害等　・・・８

第２　消防体制・・・１３
　１　消防力・・１３
　２　消防活動　・・・１４
　４　消防団員の処遇　・・・１５
　５　消防表彰　・・・１７

第３　本県における予防行政・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　１　火災予防運動・・２１
　２　民間防火組織の育成・・２１
　　(1)　幼・少年消防クラブ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　　(2)　女性防火クラブ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　　(3)　自主防災組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　３　無火災地域推進運動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
　４　消防設備士制度・・２４

第４　危険物行政・・・２６
　１　危険物規制の概要・・・２６
　２　危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　３　危険物取扱者等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　４　自主保安体制の確立・・２８

第５　防災対策・・・２９
　１　震災対策・・２９
　２　林野火災対策用資機材の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　３　石油コンビナート等防災資機材の整備　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
　４　石油コンビナート等防災計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
　５　石油コンビナート等防災訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
　６　林野火災防ぎょ訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　７　みやぎ県民防災の日（６・１２）総合防災訓練　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
　８　宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
　９　防災ヘリコプター「みやぎ」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８
　10　宮城県防災行政無線　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
　11　緊急消防援助隊　・・４２

第６　救急・救助業務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４
１　救急・救助業務実施体制の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４
２　救急業務の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５
(1)　救急出場件数及び搬送人員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５
(2)　救急出動から医療機関等に傷病者を収容するまでに要した時間別搬送人員数・ ４６
(3)　救急隊員の行った応急処置の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６
３　救急医療体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７
４　救急業務高度化の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８
(1)　救急隊員・救急救命士の養成及び救急用資機材等の整備・・・・・・・・・ ４８
(2)　メディカルコントロール体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８
(3)　救急救命士の処置範囲拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４９
５　救助活動の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５０

第７　消防教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５１
１　教育方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５１
２　教育計画及び教育内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５１
３　令和４年度教育訓練実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５３

第８　産業保安行政・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５４
１　火薬類・猟銃保安 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５５
２　高圧ガス保安 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５８
３　電気工事等保安 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６３

第９　市町村統計資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６５
第１表　市町村別火災発生件数及び損害額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６５
第２表　消防の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６７

第１　災害の実態

１　火災概況

令和４年中の火災は、総出火件数 587 件、損害額 1,890,884 千円、死者 29 人、負傷者 89 人、焼損棟数 589 棟、り災世帯数 336 世帯、建物焼損床面積 21,760 平方メートル、建物焼損表面積 1,668 平方メートル、林野焼損面積 933a となっている。

（１） 出火件数

総出火件数は 587 件で前年に比べ 27 件（4.4%）減少している。これは１日に約 1.61 件の割合で火災が発生していることになる。

ア　火災種別ごとの出火件数

建物火災が 348 件で全体の 59.3%と最も多く、次に、車両火災（60 件）、林野火災（20 件）と続いている。（表１、図１）

表１　火災種別出火件数

区分 / 種別	令和４年		令和３年		増　減
	件数(A)	全体比（%）	件数(B)	全体比（%）	(A－B)
建　物	348	59.3	346	56.4	2
林　野	20	3.4	20	3.3	0
車　両	60	10.2	69	11.2	△9
船　舶	0	0	2	0.3	△2
航空機	0	0	0	0	0
その他	159	27.1	177	28.8	△18
合　　計	587	100.0	614	100.0	△27

図１　全火災種別内訳

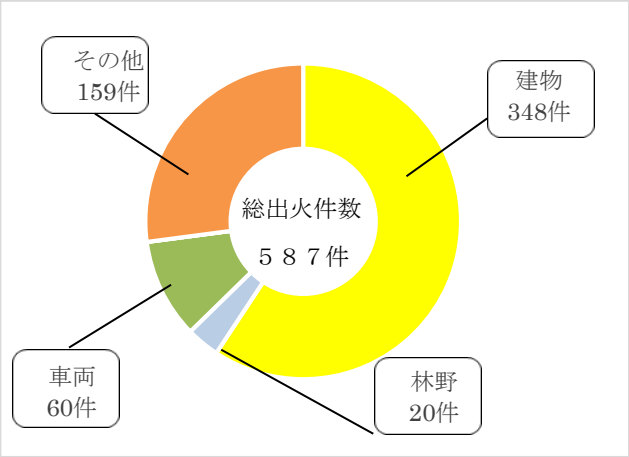

イ　月・四季別出火件数

月別に見ると、令和４年は３月の出火件数が 75 件（全体比 12.8%）で最も多い。（図２）

図２　月別出火件数

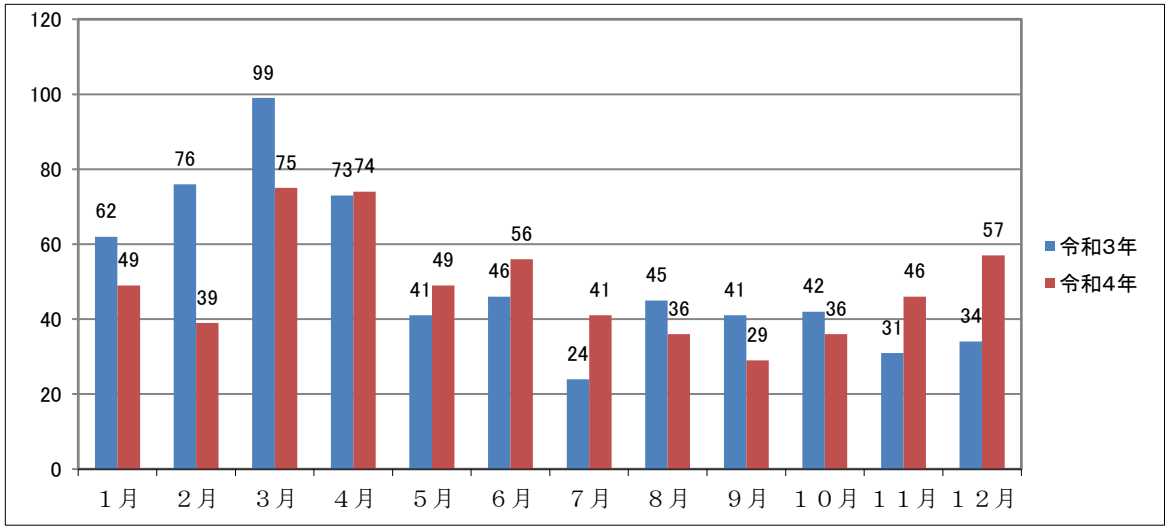

（２）焼損面積

建物焼損床面積は、21,760 平方メートルで前年（28,706 平方メートル）に比べ 6,946 平方メートルの減少となった。建物焼損表面積は、1,668 平方メートルで前年（1,824 平方メートル）に比べ 156 平方メートルの減少となった。林野火災焼損面積は、933a で前年（672a）に比べ，261a の増加となった。（表２）

（３）損害額

損害額は、1,890,884 千円で前年（1,985,633 千円）より 94,749 千円減少した。

火災種別ごとの損害額をみると、建物火災が一番多く 1,332,723 千円で、全体の 70.5%を占めている。（表２）

表２　火災報告総括表

（令和４年１月１日～令和４年 12 月 31 日）

	出火件数							焼損棟数					焼損面積			死者	負傷者
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	合計	全焼	半焼	部分焼	ぼや	建物（㎡）		林野（α）		
													床面積	表面積			
R4年	587	348	20	60	0	0	159	589	169	31	144	245	21,760	1,668	933	29	89
R3年	614	346	20	69	2	0	177	584	184	34	135	231	28,706	1,824	672	30	111
対前年比	△ 27	2	0	△ 9	△ 2	0	△ 18	5	△ 15	△ 3	9	14	△ 6,946	△ 156	261	△ 1	△ 22
R2年	642	349	28	69	3	0	173	557	149	30	119	259	64,198	15,332	304	26	112
R1年	654	356	31	79	0	0	188	584	181	33	140	230	22,449	1,510	1,088	28	97
H30年	650	369	15	78	0	0	188	570	148	33	157	232	22,486	1,325	345	26	134
H29年	724	362	28	95	0	0	239	614	195	25	152	242	24,266	1,779	924	30	116
H28年	734	387	28	102	3	0	214	598	172	33	158	235	26,010	1,102	358	30	118
H27年	779	410	27	82	2	0	258	594	167	24	147	256	19,941	1,176	179	28	105

	り災世帯数				り災人員	損害見積額（千円）									
	計	全損	半損	小損		計	建物			林野	車両	船舶	航空機	その他	爆発
							小計	建築物	収容物						
R4年	336	97	14	225	762	1,890,884	1,332,723	1,097,209	235,514	4,281	34,705	0	0	493,391	25,784
R3年	343	95	19	229	829	1,985,633	1,772,553	1,353,385	419,168	2,102	42,436	25,282	0	143,260	0
対前年比	△ 7	2	△ 5	△ 4	△ 67	△ 94,749	△ 439,830	△ 256,176	△ 183,654	2,179	△ 7,731	△ 25,282	0	350,131	25,784
R2年	324	75	26	223	738	6,956,768	6,858,707	5,100,277	1,758,430	1,069	40,093	11,120	0	44,926	853
R1年	287	85	9	193	638	1,305,271	1,239,954	984,560	255,394	12,874	33,053	0	0	19,390	0
H30年	340	82	21	237	814	1,545,862	1,375,690	993,553	382,137	1,619	78,139	0	0	89,391	1,023
H29年	346	90	16	240	861	1,966,232	1,895,695	1,143,274	752,421	14,739	42,274	0	0	13,523	1
H28年	358	99	14	245	872	2,377,742	2,129,509	1,095,561	1,033,948	1,723	49,562	80,045	0	116,903	0
H27年	302	62	15	225	827	1,079,466	1,017,540	765,154	252,386	2,651	42,075	989	0	15,636	575

（４）火災の原因

火災原因では、電灯・電話等の配線 52 件が最も多く、たばこ 51 件、こんろ 41 件と続いている。（表３）

これらの火災の原因中、放火、放火の疑い、不明・調査中を除いた、いわゆる失火とされるものが 484 件で、全体の 82.5%を占めており、今後ともあらゆる機会をとらえて火災予防意識の高揚を図る必要がある。

表３　出火原因別一覧表

（令和４年１月１日から 12 月 31 日まで）

順位	出火原因	件数	火災種別内訳					
			建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
1	電灯・電話等の配線	52	24	0	2	0	0	26
2	たばこ	51	31	2	2	0	0	16
3	こんろ	41	41	0	0	0	0	0
4	電気機器	32	22	0	5	0	0	5
5	放火	31	21	0	2	0	0	8
6	たき火	26	5	4	0	0	0	17
7	放火の疑い	24	11	4	2	0	0	7
8	ストーブ	23	22	0	0	0	0	1
8	配線器具	23	21	0	0	0	0	2
10	火入れ	17	2	1	0	0	0	14
11	排気管	14	0	1	10	0	0	3
12	火あそび	8	2	1	0	0	0	5
12	溶接機・切断機	8	6	0	0	0	0	2
12	灯火	8	7	0	0	0	0	1
12	取灰	8	5	0	0	0	0	3
16	電気装置	7	5	0	2	0	0	0
16	マッチ・ライター	7	4	0	1	0	0	2
18	風呂かまど	6	6	0	0	0	0	0
18	焼却炉	6	3	0	0	0	0	3
20	煙突・煙道	5	5	0	0	0	0	0
20	内燃機関	5	0	0	5	0	0	0
22	こたつ	4	4	0	0	0	0	0
23	炉	3	2	0	0	0	0	1
23	衝突の火花	3	0	0	3	0	0	0
25	ボイラー	1	0	0	0	0	0	1
26	かまど	0	0	0	0	0	0	0
その他		126	65	5	21	0	0	35
不明・調査中		48	34	2	5	0	0	7
合計		587	348	20	60	0	0	159

（５）死傷者

火災による死傷者は、死者 29 人、負傷者 89 人となっており、前年に比べ、死者が１人減少し，負傷者が 22 人減少している。（表２）

また、死者の年齢構成別では、61～70 才の年齢層が最も多い。（表４）

表４　死者の年齢別調

（令和４年１月１日から 12 月 31 日まで）

性別	0～10 才	11～20 才	21～30 才	31～40 才	41～50 才	51～60 才	61～70 才	71～80 才	81 才～	不明	合計
計	0	0	1	3	4	3	8	4	6	－	29

凡　例

この年報の火災概況は、総務省消防庁が定めた「火災報告取扱要領」により、市町村長から報告された令和４年１月から 12 月までの火災をとりまとめたものである。

ここに掲げる主なる用語の意義は次のとおりである。

１　火災

ここにいう「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

２　火災件数

「１件の火災」とは、一つの出火点から拡大したもので、出火に始まり鎮火するまでをいう。

３　火災の種別

（１） 建物火災

建物又はその収用物が焼損した火災をいう。

ここにいう「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除くものをいう。

（２） 林野火災

森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

（３） 車両火災

自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

（４） 船舶火災

船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

（５） 航空機火災

航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

（6）その他の火災

（1）～（5）に含まれない火災をいう。

（空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災）

4　爆発

1．「爆発」とは、人の意図に反して発生又は拡大した爆発現象をいう。

2．「爆発現象」とは、科学的変化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する科学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。

5　火災損害

ここにいう「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害（人の死傷及び物の損害）をいう。火災損害には消火活動に伴う破壊水損等によって生じた損害を含み、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害は含まない。

6　損害額

損害額算定の基準は、り災地における時価（り災当時の価格）による。

7　焼損棟数

焼損した建物の棟数をいい、焼損程度により全焼、半焼、部分焼き、ぼやの四つに区分する。

（1）全焼

建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の 70%以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加え再使用できないものをいう。

（2）半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。

（3）部分焼

建物の焼き損害額が、火災前の建物の評価額の 20%未満のものでぼやに該当しないものをいう。

（4）ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10%未満であり焼損床面積が 1 平方メートル未満のもの。建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の 10%未満であり焼損表面積が 1 平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

８　焼損面積

（１）建物焼損床面積

建物の焼損が立体的に及んだ場合、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積をいう。

（２）建物焼損表面積

建物の焼損が部分的である場合（立体的に焼損が及ばなかった場合）、例えば内壁、天井、床板等部分的なものの表面積をいう。

９　り災世帯

り災の程度によって、全損、半損、小損の三つに区分する。

（１）全損

建物（収容物を含む。以下半損、小損において同じ。）の火災損害額が、り災前の建物の評価額の 70%以上のものをいう。

（２）半損

建物の火災損害額が、り災前の建物の評価額の 20%以上で、全損に該当しないものをいう。

（３）小損

建物の火災損害額が、り災前の建物の評価額の 20%未満のものをいう。

１０　り災人員

一般世帯がり災した場合には、当該世帯の全ての人員をり災人員とする。ただし、共同住宅の共用部分のみをり災した場合には、り災人員を計上しない。

施設等の世帯がり災した場合には、被害を受けた「へや」に居住する人員又は実際に火災被害を受けた人員のみをり災人員とする。

１１　出火率

人口１万人当たりの数値である。

２　自然災害等

（１）令和４年の災害等の発生状況

【被害件数】

地　　震	：	２件
風　水　害	：	１件
雪　　害	：	４件
合　　計	：	７件

宮城県

令和４年の災害等の発生状況

年月日・種別	概　要
R4.1.1～R4.3.31 雪による被害 （４件）	県内で雪による被害が発生した。 《被害状況》 （１）人的被害 軽傷者　４名 【内訳】 1月12日：1名 2月14日：1名 2月16日：1名 2月23日：1名 （２）住家被害 一部破損　２棟　※被害発生日は不明
R4.3.16 福島県沖を震源とする地震による被害	県内で地震による被害が発生した。 《被害状況》 （１）人的被害 死者　２名 重傷者　１０名 軽傷者　９８名 （２）住家被害 全壊　５１棟 半壊　６１６棟 一部破損　２１，１７２棟 （３）非住家被害 公共建物　７９１棟 その他　１，０７７棟 （４）被害額 被害総額　３０，５７４，７５６千円 内訳） 公立文教施設被害　８０，２０９千円 農林水産業施設被害　５，０２０，０１８千円 公共土木施設被害　８，５００，４５０千円 その他公共施設被害　８，７８５，４８９千円 その他被害　８，１８８，５９０千円
R4.7.6 宮城県沖を震源とする地震による被害	県内で地震による被害が発生した。 《被害状況》 人的被害 重傷者　１名 軽傷者　１名

R4.7.15 大雨による被害	県内で大雨による被害が発生した。 《被害状況》 （１）人的被害 重傷者　１名 軽傷者　１名 （２）住家被害 全壊　３棟 半壊　２００棟 一部破損　２２棟 床上浸水　１４６棟 床下浸水　１，３１５棟 （３）非住家被害 公共建物　８２棟 その他　２９３棟 （４）被害額 被害総額　２４，７５２，８６８千円 内訳） 公立文教施設被害　２０，８３４千円 農林水産業施設被害　６，５２１，９１７千円 公共土木施設被害　１２，１４９，９７８千円 その他の公共施設被害　６３４，６３３千円 その他被害　５，４２５，５０６千円

※被害状況は消防庁報告による。なお，被害が発生しなかった自然現象については，計上していない。

災害年報

区分			発生年月日 / 災害名	奄美群島・トカラ列島　津波注意報	令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震による被害	令和4年4月22日融雪による被害	令和4年6月2日降雹による被害	令和4年6月6日大雨による被害	令和4年6月27日大雨による被害	令和4年7月6日宮城県沖を震源とする地震による被害	令和4年7月15日からの大雨による被害	令和４年台風第１４号に伴う被害	今冬の雪による被害	計
				令和4年1月16日	令和4年3月16日	令和4年4月22日	令和4年6月2日	令和4年6月6日	令和4年6月27日	令和4年7月6日	令和4年7月15日	令和4年9月18日	令和4年1月1日～3月31日	
人的被害	死者		人		2									2
		うち災害関連死者	人		1									1
	行方不明者		人											
	負傷者	重傷	人		10					1	1			12
		軽傷	人		98					1	1		4	104
住家被害	全壊		棟		53						3			56
			世帯		55						3			58
			人		98						3			101
	半壊		棟		592						205			797
			世帯		596						206			802
			人		926						228			1154
	一部破損		棟		22,254						39		2	22295
			世帯		22,328						39		2	22369
			人		30,711						70		2	30783
	床上浸水		棟					1			145			146
			世帯					1			145			146
			人					1			148			149
	床下浸水		棟								1,327			1327
			世帯								1,327			1327
			人								1,387			1387
非住家	公共建物		棟		156					1	31			188
	その他		棟		574						48			622
その他	田	流失・埋没	ha											
		冠水	ha											
	畑	流失・埋没	ha											
		冠水	ha											
	学校		箇所		512						27			539
	病院		箇所		194						33			227
	道路		箇所		94			1			99			194
	橋りょう		箇所		14									14
	河川		箇所		13	1		9			308			331
	港湾		箇所		22						122			144
	砂防		箇所						1					1
	清掃施設		箇所											
	崖くずれ		箇所								2			2
	鉄道不通		箇所											
	被害船舶		隻	2							7			7
	水道		戸		26			4			7			

区分 ＼ 発生年月日 ＼ 災害名			奄美群島・トカラ列島　津波注意報	令和4年3月16日福島県沖を震源とする地震による被害	令和4年4月22日融雪による被害	令和4年6月2日降雹による被害	令和4年6月6日大雨による被害	令和4年6月27日大雨による被害	令和4年7月6日宮城県沖を震源とする地震による被害	令和4年7月15日からの大雨による被害	令和４年台風第１４号に伴う被害	今冬の雪による被害	計
			令和4年1月16日	令和4年3月16日	令和4年4月22日	令和4年6月2日	令和4年6月6日	令和4年6月27日	令和4年7月6日	令和4年7月15日	令和4年9月18日	令和4年1月1日～3月31日	
電話		回線											
電気		戸											
ガス		戸											
その他	ブロック塀等	箇所											
	農業用施設等	箇所		405			29			1,287			
	漁港関連施設等	箇所		106			3			10	2		
	林業関連施設等	箇所		56			21			481			
	その他県有施設	箇所		1,122						14			
火災発生	建物	件											
	危険物	件											
	その他	件											
り災世帯数		世帯		651						209			860
り災者数		人		1,054						231			1285
公立文教施設		千円		1,156,734 (77,623)						335			
農林水産業施設		千円		1,376,550 (3,643,468)			31,200 (43,366)			4,288,505 (2,377,112)	(1,400)		
公共土木施設		千円		(6,966,295)	(1,274,953)		(139,647)	(227,781)		5,209 (9,495,917)			
その他の公共施設		千円		3,504,992 (6,272,461)						384,011 (752,434)			
小計		千円		6,038,276 (16,959,847)	(1,274,953)		31,200 (183,013)	(227,781)		4,678,060 (12,625,463)	(1,400)		
	公共施設被害市町村数	団体		33	1		8	1		20	1		64
その他	農産被害	千円		3,661,617		23,120	5,307			5,088,325			8778369
	林産被害	千円		(74,539)						(1,690)			-76229
	畜産被害	千円		236,964			680			12,190			249834
	水産被害	千円	(135,784)	(624,688)			(1,724)			(18,765)			-645177
	商工被害	千円		2,257,574						304,686			2562260
	その他	千円		1,450,339						60,397			1510736
被害総額		千円	(135,784)	13,644,770 (17,659,074)	(1,274,953)	23,120	37,187 (184,737)	(227,781)		10,143,658 (12,645,918)	(1,400)		12379793
都道府県災害対策本部	設置			3月16日						7月16日			
	解散			3月25日						8月1日			
災害対策本部設置市町村				29			1			11			41団体
災害救助法適用市町村				35						2			37団体
消防職員出動延人数				1,446			70		7	478			2001人
消防団員出動延人数				3,641			26			3,119			6786人

第２　消防体制

１　消防力

（１）消防組織と人員

令和５年４月１日現在における県下 35 市町村の消防組織の人員の状況は、表１のとおりである。

表１　市町村の消防組織の現況（各年４月１日現在）

区分		令和５年（A）	令和４年（B）	（A）－（B）
消防本部・署	消防本部数	11	11	0
	消防署数	33	33	0
	出張所数	59	59	0
	消防職員数	3,181	3,167	14
消防団	消防団数	42	42	0
	分団数	478	478	0
	消防団員数	17,245	17,763	△ 518

県下の消防機関は、11 消防本部のうち４消防本部は市単独で、7 消防本部は一部事務組合（構成 31 市町村）で消防本部を設置して、県内一円の災害の予防・鎮圧の活動を行っている。消防団については、各市町村１団以上の 42 消防団が存在し、地域住民の民生安定に寄与している。表２に見られるとおり、消防職員については令和５年４月１日現在で、3,181 名であり、前年度より 14 名増加している。また、消防団員数については、前年度より 518 名の減少となっている。なお、消防団員数については毎年減少している。

近年の産業、経済の発展に伴って災害も複雑多様化し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するという国民福祉の確保、向上に直接寄与する消防活動の中で、年々装備の近代化や消防機関の充実強化が図られてきた反面、消防団員の確保に苦慮している市町村が多い。「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の成立や「消防団の装備の基準」の改正など、消防団員が地域の防災に果たす役割がますます大きくなっているため、今後とも団員の確保や処遇の改善に努めるとともに、機能の強化及び消防職・団員の資質向上を図ることが必要である。

表２　消防組織，消防吏員，消防団員の推移（各年４月１日現在）

	消防組織，消防本部・署				消防団			
	消防本部数	消防署数	出張所数	消防職員数	消防団数	消防団員数	うち女性	うち学生
R1	11	33	60	3,136	42	19,076	475	47
R2	11	33	60	3,156	42	18,666	474	77
R3	11	33	59	3,157	42	18,223	464	66
R4	11	33	59	3,167	42	17,763	485	80
R5	11	33	59	3,181	42	17,245	484	84

２　消防活動

消防活動は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、火災又は地震等の災害による被害を軽減し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉に資することを究極の目的（消防法第１条）としているため、消防活動は非常に多岐にわたっている。

令和４年中の県内の消防職員・団員の出動状況をまとめたものが表３であり、年間の出動回数合計は 203,501 回、出動延人数合計は 806,123 人となっている。同年の出動回数を目的別に比較すると、救急が 60.2%と突出して多く、次いで予防査察 10.0%、演習・訓練等 6.7%、広報・指導 5.3%となっている。

表３　消防出動状況　R4.1.1～R4.12.31

	消防本部・署所		消防団		合計			
	出動回数	出動延人数	出動回数	出動延人数	出動回数	構成比	出動延人数	構成比
計	182,188	633,839	21,313	172,284	203,501	100%	806,123	100%
火災	573	12,300	405	8,652	978	0.5%	20,952	2.6%
風水害等の災害	206	953	256	8,732	462	0.2%	9,685	1.2%
演習・訓練等	8,873	47,822	4,834	53,822	13,707	6.7%	101,644	12.6%
救急	122,457	369,724	0	0	122,457	60.2%	369,724	45.9%
救助活動	1,249	24,167	2	2	1,251	0.6%	24,169	3.0%
広報・指導	6,095	19,866	4,768	22,887	10,863	5.3%	42,753	5.3%
警防調査	9,275	33,957	208	1,486	9,483	4.7%	35,443	4.4%
火災調査	594	3,082	1	9	595	0.3%	3,091	0.4%
特別警戒	5,295	16,467	2,796	24,917	8,091	4.0%	41,384	5.1%
捜索	14	230	14	163	28	0.0%	393	0.0%
予防査察	20,122	53,486	177	1,802	20,299	10.0%	55,288	6.9%
誤報等	968	10,087	69	719	1,037	0.5%	10,806	1.3%
その他	6,467	41,698	7,783	49,093	14,250	7.0%	90,791	11.3%

４　消防団員の処遇

消防団員に対する処遇は、消防責務の重要性にかんがみ、報酬、出動手当、公務災害補償、退職報償金の支給、消防賞じゅつ金・特別賞じゅつ金などの諸施策を講じており、年々その処遇の改善が図られている。

（１） 報酬・手当

報酬、手当の支給については、市町村の財政力によってその支給額が異なっているが、逐次改善されている。

（２） 公務災害補償制度

昭和 26 年に消防組織法が改正され、消防団員が公務により災害を受けた場合は、市町村が補償しなければならないことになっている。この制度の的確な実施を図るため、昭和３１年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が公布され、公務災害補償の統一基準が定められた。更に同年消防団員等公務災害補償等共済基金法（現 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律）が制定され、損害補償に関する市町村の支払責任共済制度として基金が設立された。

この制度は、消防団員ばかりでなく、消防法第 25 条第 2 項又は第 29 条第 5 項の規定により消防作業に従事した者並びに同法第 35 条の 10 の規定により救急業務に協力した者で、損害を受けた者も同法第 36 条の 3 の規定により適用を受けることができる。

なお、非常勤の水防団員及び水防法の規定により水防に従事した者並びに災害対策基本法の規定により応急措置の業務に従事した者で、損害を受けた者にもそれぞれの法律により同様の補償制度がある。

（３） 退職報償制度

ア　退職報償金制度

消防団員が永年にわたり勤続し、退団した場合、その労苦に報いるために、昭和 39 年に消防組織法の改正と同時に、消防団員等公務災害補償等共済基金法（現 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律）、同法施行令が改正され、消防団員に対する退職報償金制度が創設された。退職報償金の支給基準は、消防団員として５年以上勤続して退職した場合（死亡した場合は遺族）に市町村がその者に対して支給するもので、その基準（平成 26 年 4 月 1 日支払額改正）は表４によるものである。

表４　退職報償金支払額表

（単位：千円）

勤続年数 / 階級	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団　長	239	344	459	594	779	979
副団長	229	329	429	534	709	909
分団長	219	318	413	513	659	849
副分団長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団　員	200	264	334	409	519	689

イ　消防庁長官の退職報償

消防庁においては、消防の活動あるいは勤務の特殊性にかんがみ、その労苦に報いるため昭和 36 年に消防団員退職報償規程を制定し、団員として 15 年以上勤続した場合は、下記の区分により消防庁長官から記念品（銀杯）と賞状が贈られる。

1 号報償・・・25 年以上勤務して退職した場合

2 号報償・・・15 年以上 25 年未満勤続して退職した場合

ウ　知事の退職報償

県は、昭和 36 年に消防団員退職報償規則を制定し、団員として一定期間以上にわたって勤続して退職した場合は、その労苦に報いるため知事から賞状を贈呈している。

A　消防団長、副団長の階級にある者　　8 年以上

B　分団長以下の階級にある者　　15 年以上

表５　知事の退職報償

年度別	平成30年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度
報償人員	394	498	454	427	382

（４）宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合

消防団員が勤務遂行中に損害を受けた場合の公務災害補償制度については、さきに述べたとおりである。県においては、この制度の的確な運用と実施を図るため、地方自治法施行令第 211 条第 2 項の規定に基づき、共同処理する一部事務組合の設立について、昭和 27 年定例県議会に提案し、5 月 21 日に議決された。これに基づき、同日、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合として発足し現在に至っている。

ア　組合の名称

宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合

イ　組合の所在地

仙台市青葉区上杉一丁目 2 番 3 号

宮城県町村会事務局内（宮城県自治会館内）

ウ　加入市町村

11 市 20 町 1 村

（仙台、石巻、塩釜の各市は、この組合が結成される前に全国市町村会館内にある消防団員等公務災害補償等共済基金に加入している。）

エ　組合事務の内容

A　消防団員等の公務災害による補償に関する事務

B　消防団員の退職に係る退職報償に関する事務

C　消防賞じゅつ金に関する事務

D　組合に関する一切の事務

５　消防表彰

（１）　叙位・叙勲

叙位は，昭和 21 年 5 月 3 日の閣議決定により，死亡者のみを対象として取り扱われている。

叙勲は，死亡者の場合を除き停止されていたが，昭和 28 年 9 月 18 日の閣議決定に基づき，災害等に際し特に功労のあった者に対し叙勲されることとなった。その後，昭和 38 年 7 月 12 日の閣議決定により，国の発展に貢献し，あるいは社会公共の福祉増進に寄与した功績が顕著な者を広く叙勲することとし，第 1 回生存者叙勲が昭和 39 年 4 月 29 日に行われてから，毎年春（4 月 29 日），秋（11 月 3 日）の 2 回発令されている。また，社会経済情勢の変化に伴い，栄典制度の見直しが行われ，平成 15 年秋からは，著しく危険性の高い業務に精励した者（消防吏員）を対象とする危険業務従事者叙勲が春秋叙勲と同日付けで発令されている。

また，上記のように毎年定期に発令される春秋叙勲，危険業務従事者叙勲のほか，一定の年数以上勤務した功労者で，年齢 88 歳に達した際に叙勲される高齢者叙勲，国家又は社会公共に対して功労のある者が死亡した場合に叙勲される死亡叙勲，水火災現場等の特に危険な状況で身命の危険をおかして災害の防止等に努め，顕著な功労のあった者を叙勲する緊急叙勲等，随時勲等を叙するものがある。

直近５年間の春秋叙勲・危険業務従事者叙勲の受章者は表６のとおりである。

表６　春・秋叙勲受章者数

	平成30年度				令和元年度				2				3				4				合計	
	春	30危	秋	31危	春	32危	秋	33危	春	34危	秋	35危	春	36危	秋	37危	春	38危	秋	39危	春秋	危
受章者数	31	12	29	12	28	12	28	12	31	12	29	12	30	12	26	12	27	12	31	12	290	120
合計	43		41		40		40		43		41		42		38		39		43		410	

※「○危」とは「第○回危険業務従事者叙勲」を示す。

（２）　褒章

褒章の種類は 6 種類であるが，このうち消防に関係あるものは次の 4 種類である。ただし，黄綬褒章については，生存者叙勲の復活により，昭和 41 年以降運用されないことになった。

紅綬褒章　　身の危険を顧みず，人の生命を救助した者に授与される。

黄綬褒章　　業務に精励し，他の模範と認められる者に授与される。

藍綬褒章　　公共の福祉の増進に顕著な成績をあげた者に授与される。

紺綬褒章　　公益のために私財を寄付し，功績顕著な者に授与される。（個人にあっては 500 万円以上，団体にあっては 1,000 万円以上）なお，寄付者が団体の場合には褒状が授与される。

直近５年間の褒章受章者は表７のとおりである。

表７　褒章受章者数

年度別	平成30年度	令和元年度	2	3	4
藍綬褒章	1	―	―	―	―
黄綬褒章	―	―	―	―	―
紺綬褒章	―	―	―	―	―

（３）　消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

消防表彰規程に基づく表彰は，表彰時期による区分として定例表彰と随時表彰に大別され，これら功労に伴い死亡，又は障害の状態に至った場合は，賞じゅつ金を支給することができる。

ア　定例表彰

定例表彰は次の４種類で，毎年３月初旬に表彰が行われている。

功労章　　行政功労で多年積み重ねられた功労に対して授与される。（消防吏員は消防司令長以上，消防団員は団長，消防教育職員は教頭以上が対象である。）

永年勤続功労章　　永年勤続し，他の模範と認められる者に授与される。

表彰旗　　消防力の拡充強化，消防職団員の教養及び火災の予防等が優秀で，他の模範と認められる消防機関に授与される。

竿頭綬　　表彰旗の受章に準ずる消防機関に授与される。

直近５年間の定例表彰受章者は表８のとおりである。

表８　表彰規程に基づく受章者数

年度 / 種別	平成30年度	令和元年度	2	3	4
功労章	4	4	1	7	8
永年勤続功労章	78	78	80	78	77
表彰旗	1	1	1	1	―
竿頭綬	1	―	―	―	―

イ　随時表彰

随時表彰は次の７種類で，時期に関係なく上申の都度表彰される。

特別功労章　　功労抜群で他の模範と認められる者に授与される。

顕功章　　功労特に顕著な者に授与される。

功績章　　功労多大な者に授与される。

国際協力功労章　　国際緊急援助隊法に基づき当該地域に派遣され，その功労顕著な者に授与される。

顕彰状　　職務遂行中に死亡した者に授与される。（上記表彰との重複受彰は不可）

表彰状　　功労顕著な者で，特別功労章，顕功章，功績章を授与されるまでに至らない者のほか，消防施設の整備改善，防災思想の普及又は消防職・団員の教育等消防の発展に功績のあった者に授与される。

賞状　　功労が顕著と認められ，又は他の模範として推奨されるべき功績があると認められる者のほか，消防施設の整備改善，防災思想の普及等消防の発展に功績のあった者に授与される。

ウ　消防賞じゅつ金

消防賞じゅつ金制度は，昭和 37 年度から消防表彰規程の中に取り入れられたもので，「殉職者賞じゅつ金」「障害者賞じゅつ金」及び「殉職者特別賞じゅつ金（S58.4.1 創設）」の３種類がある。賞じゅつ金は，災害に際し一身の危険を顧みることなく職務を遂行中に殉職し，又は障害を受けた功労顕著な者に対して，その功労の程度に応じて最高 2,520 万円（殉職者特別賞じゅつ金は 3,000 万円まで）が支給される。

（４） 閣議決定事項に基づく表彰

閣議決定に基づく表彰は，毎年７月１日の「国民安全の日」，９月１日の「防災の日」に功績顕著な者に対して表彰が行われている。この表彰には，内閣総理大臣が行うもの，防災担当大臣が行うもの，消防庁長官が行うものがあり，内閣総理大臣表彰は，消防庁長官が過去１年以内に表彰したもののうちから特に優秀と認められるものを内閣総理大臣に上申し表彰される。

また，昭和 63 年度から「119 番の日」（11 月９日）の表彰として，消防功労者に対する総務大臣表彰が行われており，平成 23 年度については，東日本大震災に際し特に顕著な功績があった団体が表彰された。

本県の令和４年度受章者はいない。

（５） 知事表彰

消防関係功労者に対する知事表彰は，昭和 26 年に制定された消防功労者表彰規定に基づき行ってきたものであるが，県が行う表彰制度の一元化により，この規定を廃止し，従前の内容を包含した新たな表彰規則（昭和 42 年９月１日宮城県規則第 63 号）を制定し，実施している。

また，消防賞じゅつ金規則（昭和 47 年３月３日宮城県規則第６号）が規定され，消防職・団員が消防業務に従事し，一身の危険を顧みることなくその業務を遂行して傷害を受け，そのため死亡又は重度障害の状態となった功労顕著な者に対して，その功労の程度により賞じゅつ金が支給されることになった。

さらに，殉職者特別賞じゅつ金も昭和 59 年４月１日に創設されている。

直近５年間の知事表彰受章者数は，表９のとおりである。

表９　知事表彰受章者数

区分＼年度別	平成30年度	令和元年度	2	3	4
功労章	44	44	44	44	44
永年勤続章	400	415	415	414	400

（６） 公益財団法人日本消防協会表彰

日本消防協会で行う表彰は，日本消防協会表彰規定に基づいて行われるもので，「表彰旗」「竿頭綬」「功績章」「精績章」「勤続章」「現場功労章」の 6 種類である。

（７） 公益財団法人宮城県消防協会表彰

宮城県消防協会で行う表彰は，宮城県消防協会表彰規定に基づいて行われるもので，「表彰旗」「竿頭綬」「功績章」「永年勤続章」「勤続章」「現場功労章」「表彰状」「感謝状」の 8 種類である。

第３　本県における予防行政

１　火災予防運動

（１） 春季火災予防運動（令和４年３月１日～3月７日）

春は空気が乾燥し，季節風が強くなることなどから，火災が発生しやすい気象条件となる。特に，枯れ草への火入れ等により林野火災に発展してしまうケースが後を絶たないことから，一般住宅火災に加え林野火災予防に重点を置き，ラジオ広報やパネル展示等により，火災予防運動を行った。

（２） 秋季火災予防運動（令和４年11月９日～11月15日）

冬に向かって火を使用する機会が増えるため，火の取扱いの注意と住宅火災の防止の啓発に重点を置き，SNS を通じた広報活動やパネル展示等により，火災予防運動を行った。

（３） その他の火災予防運動

「文化財防火デー」などの予防運動を展開する等各方面にわたって防火意識の高揚に努めた。

２　民間防火組織の育成

本県の火災発生の原因は，タバコの不始末，こんろ，たき火及び火入れ等の火の取扱いの不注意による失火が大半を占めており，火を使用する際の警戒を怠らなければ大幅に減少できるものである。

このことを踏まえ，県としては県内で約３０万人の会員数を誇る女性防火クラブや同じく約２万人のクラブ員の幼年消防クラブの育成支援を行い，それらのクラブ員をとおして，県民一人ひとりの火災予防意識の高揚を図ることとしている。

（１） 幼・少年消防クラブ

火災予防意識を持続的に継続していくためには，幼少年時期からの教育・訓練が非常に重要である。このことから，県としては，消防学校においてこれらクラブの指導者に対しての研修会を実施し，クラブ活動の支援を行っている。

（２） 女性防火クラブ

家庭防火を地域で一体的に進めるために結成された女性防火クラブは，今や家庭内防火だけでなく，女性ならではの視点を活かした防火・防災のための実践活動や災害時の後方支援活動など，その役割・重要性は年々増加している。

このことから，県としては，県内の女性防火クラブの中心的組織である「宮城県女性防火クラブ連絡協議会」の活動を支援することにより，県内女性防火クラブの育成を行っている。

表１　民間防火組織の現状

（令和４年４月１日現在）

区分 / 消防本部	幼年消防クラブ		少年消防クラブ		女性防火クラブ	
	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数
仙台市	45	3,491	15	1,592	457	96,691
名取市	14	1,000	0	0	54	12,177
登米市	23	1,108	7	1,508	32	16,693
栗原市	11	339	0	0	1	5,764
黒川地域行政事務組合	22	2,154	2	27	72	15,938
石巻地区広域行政事務組合	52	3,130	32	1,073	7	460
塩釜地区消防事務組合	43	3,333	25	1,630	52	50,014
あぶくま消防本部	14	1,122	0	0	80	13,182
仙南地域広域行政事務組合	30	2,446	0	0	353	48,316
大崎地域広域行政事務組合	39	1,079	1	75	252	32,065
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	29	1,099	14	942	82	7,314
計	322	20,301	96	6,847	1,442	298,614

（３）　自主防災組織

災害による被害を予防し，軽減するため，地域住民が自主的に結成する防災組織である。

令和４年４月１日現在の県内の組織数は4,502である。区分毎の組織数を見ると，町内会が一番多く3,914で全体の86.9%を占めている。

表２　自主防災組織の現状（令和４年４月１日現在）

区分 団体	組織数 計	組織数 町内会	組織数 小学校	組織数 その他	規約策定 組織数	構成員数
宮城県計	4,502	3,914	7	581	2,565	733,217
構成率	100.0%	86.9%	0.2%	12.9%	－	－
仙台市	1,366	1,352	0	14	0	24,667
石巻市	243	243	0	0	243	73,403
塩竈市	83	83	0	0	0	7,324
気仙沼市	190	142	0	48	142	4,775
白石市	194	102	0	92	194	30,946
名取市	176	118	4	54	176	38,193
角田市	80	79	0	1	0	25,946
多賀城市	57	47	0	10	47	61,890
岩沼市	58	58	0	0	56	855
登米市	300	300	0	0	300	14,585
栗原市	252	252	0	0	252	64,102
東松島市	79	79	0	0	79	39,097
大崎市	358	354	3	1	358	126,264
富谷市	59	38	0	21	51	19,839
蔵王町	47	20	0	27	20	3,709
七ヶ宿町	9	0	0	9	0	481
大河原町	40	40	0	0	40	9,702
村田町	46	21	0	25	46	5,323
柴田町	75	39	0	36	75	37,135
川崎町	12	12	0	0	12	4,532
丸森町	96	96	0	0	61	12,425
亘理町	119	68	0	51	0	33,419
山元町	41	24	0	17	39	4,832
松島町	52	0	0	52	52	10,364
七ヶ浜町	22	21	0	1	22	6,802
利府町	25	25	0	0	0	13,928
大和町	59	59	0	0	59	28,156
大郷町	44	22	0	22	44	7,831
大衡村	15	14	0	1	14	334
色麻町	49	24	0	25	49	1,977
加美町	79	79	0	0	0	1,580
涌谷町	40	0	0	40	0	5,970
美里町	58	58	0	0	58	9,228
女川町	3	3	0	0	0	580
南三陸町	76	42	0	34	76	3,023

※令和４年度消防防災・震災対策現況調査に基づき作成

３　無火災地域推進運動

火災のない地域づくりを推進するため通年運動として，消防関係行政機関と婦人防火クラブ等民間防火組織が一体となって火災予防思想の普及啓発を図り，もって火災の発生を防止し，明るく住みよい無火災地域の推進を図ることを目的とし，無火災地域推進に功績のあった団体を表彰する等の運動を実施した。

４　消防設備士制度

昭和 40 年 5 月の消防法の一部改正により，消防用設備の工事又は整備は「消防設備士の資格を有する者が行わなければならない」と規定され，昭和 41 年 10 月から消防設備士制度が発足した。

消防設備士の試験については危険物取扱者試験と同様に都道府県知事が実施することとされ，その後，昭和 58 年に指定試験機関制度の創設により，宮城県では，昭和 60 年度から財団法人（現：一般財団法人）消防試験研究センター宮城県支部に試験実施を委託している。

また、消防設備士は，都道府県知事が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない（消防法第 17 条の 10）とされており，宮城県では，一般社団法人宮城県消防設備協会に当講習実施を委託している。

また，永年にわたり消防用設備等の適正な工事又は整備及び保守点検に従事し，防火思想の普及及び火災の未然防止に功績のあった消防設備士の表彰を行った。

表１　令和４年度消防設備士試験実施状況

区　分		受験者数	合格者数	合格率（%）
甲種	特類	25	5	20.0
	第１類	218	51	23.4
	第２類	86	18	20.9
	第３類	74	20	27.0
	第４類	326	106	32.5
	第５類	75	21	28.0
乙種	第１類	47	12	25.5
	第２類	10	5	50.0
	第３類	11	4	36.4
	第４類	178	58	32.6
	第５類	15	1	6.7
	第６類	221	176	38.7
	第７類	76	59	55.7
合　計		1,127	757	33.0

表２　令和４年度消防設備士免状交付状況

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">種　類</th><th rowspan="2">計</th><th colspan="6">甲　種</th><th colspan="7">乙　種</th></tr>
<tr><th>特類</th><th>第1類</th><th>第2類</th><th>第3類</th><th>第4類</th><th>第5類</th><th>第1類</th><th>第2類</th><th>第3類</th><th>第4類</th><th>第5類</th><th>第6類</th><th>第7類</th></tr>
<tr><td>新規</td><td>交付</td><td>608</td><td>5</td><td>64</td><td>19</td><td>29</td><td>130</td><td>26</td><td>10</td><td>6</td><td>5</td><td>59</td><td>4</td><td>186</td><td>65</td></tr>
<tr><td rowspan="3">書換</td><td>写真以外</td><td>6</td><td colspan="13" rowspan="4">・　写真以外：氏名や本籍の書換
・　うち同時：写真書換と同時に，写真以外の書換を行った場合</td></tr>
<tr><td>写真</td><td>299</td></tr>
<tr><td>（うち同時）</td><td>18</td></tr>
<tr><td colspan="2">再交付</td><td>17</td></tr>
</table>

表３　消防設備士法定講習受講状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
申込者数	1,207	1,217	1,201	1,200	1,157	1,309
受講者数	1,191	1,205	1,179	1,184	1,143	1,289

第４　危険物行政

１　危険物規制の概要

危険物は発火性又は引火性を有する物品で，その性質ごとに消防法別表で第１類から第６類に分類し指定されている。一定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には，危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）としての位置・構造及び設備を一定基準に適合させ，行政機関の許可を受けなければならないほか，施設の使用にあたっては完成検査を受けなければならない。

危険物施設においては，甲種，乙種又は丙種危険物取扱者が自ら取扱うか，無資格者が甲種又は乙種危険物取扱者の立ち会いを受けて取扱う場合以外は，危険物の取扱いを行ってはならないほか，危険物の貯蔵・取扱い又は運搬についてもそれぞれの基準に従って行わなければならない。

２　危険物施設（製造所・貯蔵所・取扱所）の現況

県内の危険物施設は，石油（ガソリン等）を中心とする第４類の危険物を貯蔵・取り扱うものがその大半を占めている。令和５年３月 31 日現在における危険物施設（完成検査済証交付施設）は，7,587 件で，前年同期と比較し 47 件の減となった。

図１は危険物施設数の年別推移を表したものであり，表１は危険物規制対象施設を区分別に分類したものである。

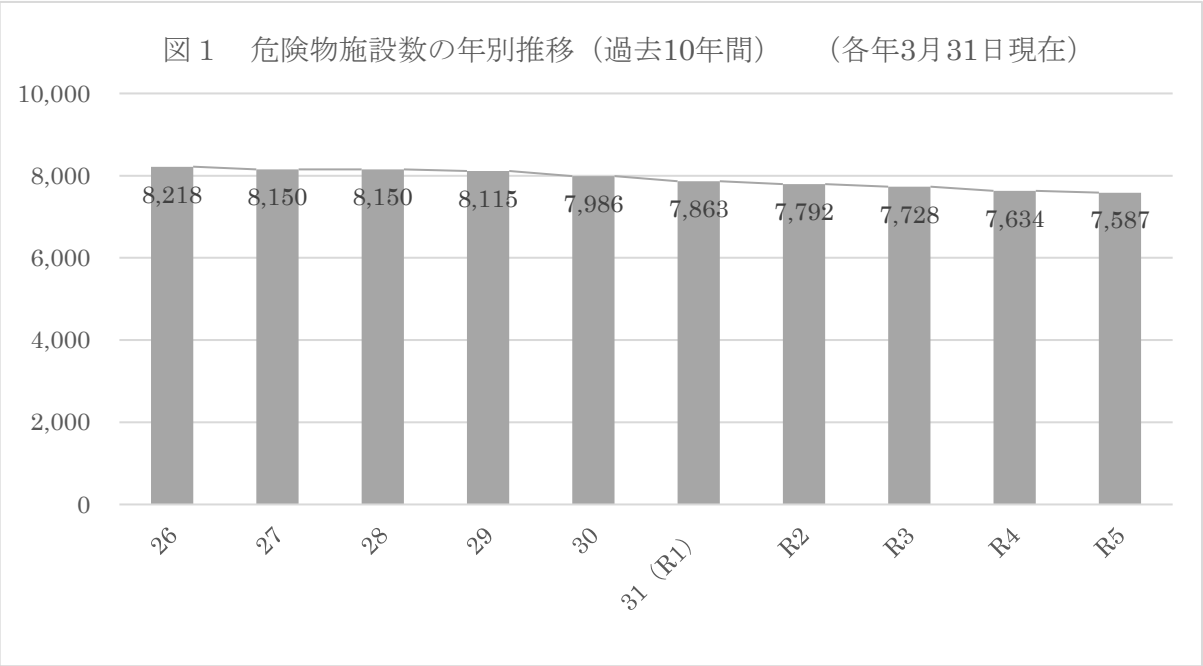

表１　宮城県内の危険物施設数（令和５年３月 31 日）

	計	製造所	小計	貯蔵所							取扱所				
				屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所
許可施設数	7,587	29	5,409	832	818	139	1,570	12	1,909	129	2,149	1,089	11	13	1,036

３　危険物取扱者等の状況

危険物取扱者試験は，昭和 34 年 4 月の消防法一部改正により全国統一の資格試験となり，市町村長に代わり都道府県知事が実施することとなった。その後，昭和 58 年 12 月に指定試験機関制度が創設されたことにより，昭和 60 年度から宮城県知事の委任を受けた財団法人（現：一般財団法人）消防試験研究センター宮城県支部が試験を実施している。

表２　令和4年度危険物取扱者試験実施状況

区　分		受験者数	合格者数	合格率（%）
甲　種		314	93	29.6
乙種	第１類	169	125	74.0
	第２類	173	135	78.0
	第３類	221	170	76.9
	第４類	4,378	1,452	33.2
	第５類	210	162	77.1
	第６類	210	156	74.3
丙　種		490	231	47.1
合　計		6,165	2,524	40.9

（1） 危険物取扱者免状の交付状況

表３は危険物取扱者免状の交付状況を表したものである。

表３　令和4年度危険物取扱者免状交付状況

種　類		計	甲種	乙　種						丙種
				第１類	第２類	第３類	第４類	第５類	第６類	
新規	交付	2,800	110	138	147	192	1,629	180	166	238
書換	写真以外	30	・写真以外：氏名や本籍の書換 ・うち同時：写真書換と同時に，写真以外の書換を行った場合							
	写真	2,969								
	（うち同時）	253								
再交付		188								

（2） 危険物取扱者保安講習の受講状況

製造所，貯蔵所又は取扱所において，危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は，都道府県知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けなければならない(消防法第13条の23)とされている。

このため，宮城県の委託を受けた社団法人（現：一般社団法人）宮城県危険物安全協会連合会が当講習を実施している。

表４　危険物取扱者保安講習受講状況

年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4
申込者数	3,397	3,898	3,769	3,404	3,882	3,637
受講者数	3,324	3,835	3,723	3,363	3,851	3,587

４　自主保安体制の確立

危険物を取り扱う各事業所における自主保安体制の確立を図り，危険物の保安に対する県民の意識の高揚及び啓発を推進するため，危険物安全週間（令和５年６月５日～11 日）において，ポスターの掲示や広報パンフレットの配布，県広報誌や新聞による広報のほか，関係市町村及び消防機関に対し危険物関係事業所への査察等の要請を行った。

第５　防災対策

１　震災対策

東日本大震災前においては、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価に基づき、発生の切迫度が高いとされていた宮城県沖地震に備えて、県をあげて震災対策を推進してきた。

しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、大津波により甚大な被害をもたらす未曾有の大災害となり、津波避難のあり方など様々な課題が明らかになった。

そこで、震災からの復興を推進するとともに来るべき次の大規模震災に備えるため、従来の対策に加えて、今回の震災の教訓等を踏まえ、各種計画及びマニュアル等の見直しや防災意識のさらなる普及啓発等の取組を進めている。

（１） 震災対策推進条例

県民総ぐるみによる震災対策を推進する気運を高めるため、平成 20 年 10 月 23 日に制定した震災対策推進条例（平成 21 年４月１日施行）について、東日本大震災の教訓等を踏まえ改正を行った（平成 26 年４月１日施行）。

（２） 行動計画（アクションプラン）

発生が危惧されていた宮城県沖地震への備えは県民の安全・安心の確保の点から県政の重要課題であり、震災対策を推進していく必要があることから、「震災対策推進条例」に掲げる基本理念を具体化した「みやぎ震災対策アクションプラン」（平成 21 年度～24 年度）を策定し、震災対策事業の着実な推進を図ってきたが、東日本大震災後は、沿岸部の「まちづくり」が復興途中のため、減災目標が設定できないなどの理由から、令和２年度までは「宮城県震災復興計画」を、令和３年度からは「新・宮城の将来ビジョン」を同条例に基づく計画とみなし推進を図っている。

（３）地震被害想定調査

宮城県では、昭和 53 年の宮城県沖地震を契機とし、平成 12 年発表の「宮城県沖地震の長期評価」を踏まえて、地形情報や地質情報などの地盤条件等をもとに想定地震に対する地震動、津波を予測し、その結果から人的被害、建物被害などを算出する地震被害想定調査を実施しており、この調査結果をもとにハード、ソフトの各種施策を行い、地震に強い地域づくりを進めてきた。

平成 22 年度から平成 23 年度までの 2 カ年計画で、第四次地震被害想定調査に着手したが、平成 23 年３月 11 日に東日本大震災が発生し、調査の基礎となる対象（ライフライン、固定資産、養殖施設、海岸構造物、社会資本）が毀損してしまったことから、これらに基づく被害想定調査を行うことができなくなり、中間報告をもって同調査は完了とした。

なお、第五次地震被害想定調査については令和３年度から着手しており、令和５年度に完了する見込みである。

（４） 緊急地震速報の整備

緊急地震速報については、平成 19 年 10 月から一般への提供が開始されているが、県では、仙台管区気象台と連携して、広く県民に周知するとともに、平成 20 年度に県庁行政庁舎に 1 台、平成 21 年度に県議会庁舎、警察本部庁舎、大河原、仙台、大崎、栗原、石巻、登米、気仙沼、南三陸各合同庁舎、図書館、美術館、循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、がんセンターに各 1 台（計 15 台）導入し、来庁者等の安全の確保を図った。

なお、循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、がんセンターは、平成 23 年 4 月 1 日から地方独立行政法人宮城県立病院機構に移行した。

（５） 出前講座の実施

今後発生が予想される大規模な地震に備えるため、地域や企業等からの申込みに基づき、職員を講師として派遣する出前講座を実施している。

（６） 宮城県津波対策ガイドライン

「宮城県津波対策ガイドライン」は、大地震等による津波に対応するため、過去の津波被害を踏まえ、沿岸市町や防災関係機関等を構成員とする「宮城県津波対策連絡協議会」（平成 14 年 10 月設置）において、沿岸市町等の「津波避難計画策定指針」として、平成 15 年 12 月に策定した。

その後、東日本大震災で明らかになった課題等を踏まえ、県民の命を守ることを第一に、津波襲来時に住民等の円滑な避難を可能とするための津波避難計画の策定や防災意識の啓発、避難訓練の実施等について整理し、平成 26 年 1 月に大幅な改定を行った。

また、平成 28 年 11 月の福島県沖を震源とする地震による津波への対応の課題、国の「避難勧告等に関するガイドライン」や「水害ハザードマップ作成の手引き」等の策定等を踏まえ、平成 29 年 10 月に改定を行った。

さらに、令和３年５月に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の一本化等が行われたことから、令和３年６月に改定し、その後、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、令和４年５月に宮城県津波浸水想定の設定・公表を行ったことから、これを踏まえて、令和４年８月に改定を行った。

（７） 宮城県防災指導員養成講習の実施

震災対策推進条例に基づき宮城県防災指導員養成講習を実施した。本講習では、防災に関する知識及び技能等の修得を通じて地域や事業所等における防災リーダーを養成しており、令和 4 年度においては地域防災コースを 18 回、企業防災コースを 1 回の計 19 回開催した。また、既に宮城県防災指導員に認定されている住民に対して実施するフォローアップ講習の地域防災コースを 11 回、企業防災コースを 1 回の計 12 回開催した。

２　林野火災対策用資機材の整備

林野火災は，その特殊性により高度な防ぎょ戦術が求められ，また，資源保護の観点や火災発生時の県民に与える社会的影響は非常に大きなものがあります，また近年の自然志向の高まりにより，登山，トレッキング，ハイキングがブームとなっているほか，キャンプ等の森林レジャーの定着とも相まって，山や森林に入る者が増加しており，林野火災の発生危険も高まっている。

宮城県では，昭和 58 年 4 月に発生した 2 市 3 町にまたがり発生した大規模林野火災の教訓も踏まえ，空中消火用資機材の備蓄数量を増強する等，林野火災対策用資機材の整備を図っている。

また，初期消火活動の充実と迅速化を図るため，平成 10 年 2 月から陸上自衛隊に林野火災用消火バケット 6 基（東北方面航空隊 4 基・第 6 飛行隊 2 基）を預託している。

３　石油コンビナート等防災資機材の整備

石油コンビナート等特別防災区域に係る防災体制強化のため，宮城県防災資機材センター等における資機材等の備蓄状況は表６のとおりである。

また，資機材の性能推進を図るため必要に応じて検査を実施している。

表６　資機材等の備蓄状況　（令和４年４月１日現在）

配置場所 資機材名	宮城県防災 資機材センター	塩釜地区 消防事務組合	石巻地区広域 行政事務組合	気仙沼・本吉地域 広域行政事務組合
オイルフェンス	2，300 ﾒｰﾄﾙ			140 ﾒｰﾄﾙ
水成膜消火剤	54，000 ﾘｯﾄﾙ			
油処理剤	13，140 ﾘｯﾄﾙ			
油吸着材	3，660 ｷﾛｸﾞﾗﾑ	770 ｷﾛｸﾞﾗﾑ	240 ｷﾛｸﾞﾗﾑ	306 ｷﾛｸﾞﾗﾑ

４　石油コンビナート等防災計画の修正

石油コンビナート等災害防止法第 31 条の規定に基づき，県内の「石油コンビナート等特別防災区域」である「仙台地区」と「塩釜地区」における災害の発生及び拡大防止措置を実施し，地域住民の生命，身体及び財産を災害から保護することを目的に，「宮城県石油コンビナート等防災計画」を作成し，必要な修正を行っている。

５　石油コンビナート等防災訓練

宮城県沖地震及び東日本大震災による災害の教訓を踏まえ，さらに宮城県沖地震の再来が高い確率で予想されている今日，宮城県石油コンビナート等防災計画に基づき，防災関係機関と特定事業所の緊密な連携によって防災訓練を行い，災害応急対策のための実践的技術の向上と一体的防災活動体制の確立を図り，併せて事業所従業員及び周辺住民の防災意識の高揚を図る目的で訓練を実施している。令和４年度は，仙台地区石油コンビナート等特別防災区域において，震度６弱の地震により区域内の危険物施設等が被害を受けたとの災害想定で，大容量泡放射システムの出動を要請するなど陸上及び海上にて各種訓練を実施した。

６　林野火災防ぎょ訓練

林野火災の特殊性及び資源保護の重要性を考慮し、防災関係機関が共同で訓練を実施することにより、関係機関相互の協力体制の強化を図るとともに、防ぎょ技術の向上と防災思想の普及を図ることを目的に、例年、輪番により各市町と連携し林野火災防ぎょ訓練を開催している。

令和４年度は気仙沼市と共催により下記のとおり実施した。

（１）日　時

令和４年５月１５日（日）午前９時４５分から正午まで（訓練火災発生は午前１０時）

（２）場　所

気仙沼市民の森（気仙沼市渡戸地内）

（３）当該訓練の概要（特色）

当該訓練は、林野火災発生時における防災活動の円滑化に資するため、地域の特性を考慮した実践的なものとし、関係機関相互の連携及び消防職・団員の火災防ぎょ技術の向上を目指すことを目的に実施するものであり、大規模な林野火災を想定した、発災市町村、近隣市町村からの消防応援要請をするとともに、消防機関のほか、陸上自衛隊・警察その他防災関係機関のほか被災市町村の協力団体・機関を交え連携した活動を展開し訓練を実施する。

（４）主な訓練種目

⑴集結訓練、⑵通報・初期消火訓練、⑶災害映像伝送訓練、⑷情報収集伝達・上空偵察・広報訓練、⑸火災防ぎょ訓練、⑹傷病者搬送訓練、⑺緊急輸送訓練、⑻地上偵察訓練、⑼緊急水利確保訓練、⑽空中消火訓練、⑾延焼阻止・防火線設定訓練、⑿飛び火警戒訓練、⒀遠距離送水訓練、⒁残火処理・残火確認訓練、⒂炊き出し訓練、⒃交通規制訓練

７　みやぎ県民防災の日（６・１２）総合防災訓練

（1）目的

昭和 53 年 6 月 12 日発生の「宮城県沖地震」、平成 23 年 3 月 11 日発生の「東日本大震災」等の災害経験を基に、今後も起こり得る大規模地震・津波等に備えるため、毎年、震災対策推進条例に定める「みやぎ県民防災の日」(6 月 12 日）に合わせ、宮城県地域防災計画及び市町村地域防災計画に基づき、県、市町村、防災関係機関等が一体となって住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各種災害対応訓練を行い、防災体制の確立と防災意識の高揚を図ることを目的とする。

（2）日時

令和 4 年 6 月 10 日（金）

（3）場所

宮城県行政庁舎、各地方振興事務所（地域事務所)、防災関係機関執務室等

（4）訓練方法

ロールプレイング方式による図上訓練（シナリオ提示型）

（5）訓練想定

令和 4 年 6 月 10 日午前９時に三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、栗原市で震度 7、その他県内の広い範囲で震度 5 強～6 強を観測した。その直後に大津波警報が発表され、地震による土砂崩れ・津波等により多数の死者・負傷者・行方不明者が発生した。

また、地震・津波により道路寸断、停電、通信途絶、断水、孤立地域が発生した。

（6）参加機関

各消防本部（局)、陸上自衛隊（東北方面総監部、東北方面航空隊、第６師団司令部、第６飛行隊、第２２即応機動連隊、第２施設団)、海上自衛隊（横須賀地方総監部)、航空自衛隊（第４航空団、松島救難隊)、東北防衛局、仙台管区気象台、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、東北運輸局、東北総合通信局、国土地理院東北地方測量部、県警本部、東北電力（株）宮城支店、東北電力ネットワーク（株）宮城支社、NTT 東日本（株）宮城事業部、宮城県倉庫協会、宮城県トラック協会、認定 NPO 法人ジャパン・プラットフォーム、(株）NTT ドコモ東北支社、KDDI（株)、ソフトバンク（株)、楽天モバイル(株)、みやぎ生活協同組合、イオン東北(株)仙台事務所、宮城県石油商業協同組合、東日本高速道路(株)東北支社、日本赤十字社宮城支部、石巻赤十字病院

８　宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）

Miyagi Integrated Disaster prevention Online system for Rapid and accurate Information

（１）　宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）の概要

ア　宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）の役割

・　初動体制を迅速に確立させ、災害による被害を最小限に抑えます。
・　県内の被害情報を迅速に収集し、防災関係機関で相互に情報を共有、応急対策を実施する等、相互応援に役立てます。
・　大規模災害時には、膨大な量の情報を整理、様々な情報を一元的に管理し、災害対策の判断に大きな役割を果たします。
・　災害情報共有システム（Ｌアラート）と連携し、災害・被害情報のほか、避難情報や避難所開設状況、支援情報、自治体からのお知らせ等について、公共メディアを通じ県内住民に提供します。

イ　宮城県総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）の特徴

・　観測された震度情報をもとに、県内各地のリアルタイム被害予測を行うことができます。災害発生直後の情報空白期において、初動体制を確立することができます。
・　GIS（地理情報システム）を利用し、被害地点情報、被害状況、被害現場の画像等を一元的に管理できます。 避難所情報や危険箇所情報等を併せて地図上に表示、情報の視覚化を図ることができます。
・　『みやぎハイパーウェブ』を利用して、各種気象・地象情報や防災情報を、県、市町村、消防本部等で共有ができ、広範囲に渡る災害、多数の負傷者が発生した場合等には、関係機関が情報を共通、広域応援が可能です。
・　携帯メールを使った職員招集等、モバイル技術を活用したシステムです。
・　気象庁から発表される注意報・警報をいち早く市町村・消防本部に通知します。

ウ　機器構成

・　サーバ　22 台、クラウドシステム　一式
・　端末（クライアント）　汎用ＰＣ（各部局、地方振興事務所・地域事務所、市町村、消防本部（局）等）

エ　連携している情報システム

・　気象庁地域気象資料伝送網（Ｌ－ＡＤＥＳＳ）
・　気象庁防災情報提供装置
・　宮城県河川流域情報システム（ＭＩＲＡＩ）
・　宮城県震度情報ネットワークシステム
・　宮城県地域衛星通信ネットワーク

・　宮城県道路 GIS システム
・　災害情報共有システム（Ｌアラート）

（２）　ＭＩＤＯＲＩの機能

ア　気象情報の収集

仙台管区気象台の地域気象観測システムから配信される、各種予警報及びアメダス情報を自動収集

イ　地震情報の収集

県内に設置した震度計から地震情報を自動的に収集する機能（宮城県震度情報ネットワークシステムとの連携）

ウ　河川情報の収集

宮城県河川流域情報システム（ＭＩＲＡＩ）から各観測局の雨量及び河川水位、水防警報等の収集機能

エ　気象予警報通報

気象予警報を自動的に県地方支部（地方振興事務所・地域事務所）・市町村や消防本部等防災関係機関へ配信する機能

オ　クラウド及びオンプレシステムとの連携による情報収集・配信

クラウドサーバとのインターネット接続により、関係機関はシステム画面上で各種情報を確認できるとともに、本部設置、避難・避難所情報、被害情報等の入力報告が可能
また、オンプレシステムでは各機関は設置の専用端末からイントラネット経由によりヘリ映像、河川情報の閲覧、過去災害履歴の検索が可能

カ　映像処理配信

98インチスクリーンをはじめとした各種スクリーンにより、防災機関が所有するヘリコプターテレビからの災害関係映像情報を表示するほか、庁内各課室に映像を配信する機能

キ　他情報システムとの連携

収集した観測情報を、気象庁、仙台管区気象台、県河川流域情報システム（ＭＩＲＡＩ）、災害情報共有システム（Ｌアラート）等との連携により、相互の情報交換が可能

ク　一般向け防災情報ポータルサイト

一般向けに、気象情報、避難情報、避難所情報、お知らせ・緊急情報、ハザードマップ情報、河川水位・雨量等、総合防災情報システムで保有する各種情報を掲載する、一般向けポータルサイトを公開

○宮城県総合防災情報システム（MIDORI）の業務概要

Miyagi Integrated Disaster prevention Online system for Rapid and accurate Information

市町村・消防本部

防災情報システムを用いて県への被害報告と同時に災害情報共有システムへ配信（市町村職員の負担軽減）

- 被害状況の収集確認・報告
- 避難情報の発令報告
- 避難所の開設状況の報告
- 支援要請の報告
- 平常時のイベント情報

市町村事業

防災情報連携システム
※一部市町村で導入

防災行政無線（同報）
※導入市町村

住　民

多様なメディア

防災無線

従来の同報無線に加え，
- ＴＶデータ放送
- ラジオ放送
- エリアメール・緊急速報メール
- 県のホームページ等

多様な手段での情報収集が可能となり，情報弱者の減少や迅速な避難行動が期待できる

県庁（災害対策本部）

ヘリコプターテレビ映像

震度データ

雨量・河川水位・ダムデータ

総合防災情報システム（ＭＩＤＯＲＩ）

- 震度観測データから県内各地の被害規模を予測
- 市町村等からの支援要請を確認し，措置内容を登録・管理
- 観測地点や気象庁からの情報を収集・参照。市町村，関係機関へ情報配信
- ヘリコプターテレビ映像を収集，市町村等へ配信
- 被害情報をとりまとめ，消防庁へ報告
- 被害状況等をＨＰで公開

ホームページ

非常招集

県震度データ

防災担当職員

- 気象・地象・津波警報等が発生した場合や市町村から被害状況等の書き込みがあった場合，携帯電話に音声，メールで非常招集を通知

気象庁

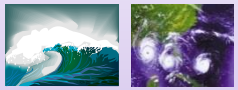

- 気象注意報・警報の配信
- 震度情報の配信
- 津波注意報・警報の配信
- 火山噴火予警報等の配信

県地方振興事務所

- 被害状況の報告

災害情報共有システム（Ｌアラート）

情報配信メディア

テレビ・ラジオ

- データ放送による連動
- テロップ表示
- 音声による放送

携帯電話事業者

- エリアメール
- 緊急速報メール

９　防災ヘリコプター「みやぎ」

（１）導入の目的

社会経済情勢の変化に伴い，複雑多様化する各種災害に際し，消防防災体制の充実強化を図り，消防防災活動の一層の迅速化，広域化を推進する必要がある。このため，県では防災ヘリコプターを導入し，その機動性を活用した災害時の早期の被害状況把握，救急患者の搬送や人命の救助，空中消火など広域的な航空消防防災活動を積極的に展開している。

（２）用途

防災ヘリコプターは，高速飛行，空中停止，垂直離着陸などヘリコプターの有する機動性を有効に活用した次の業務を行っている。

(1) 災害応急対策活動（被害情報の収集，住民への情報伝達，緊急物資等の搬送）
(2) 救急活動（交通遠隔地からの傷病者搬送，医師等の搬送，転院搬送）
(3) 救助活動（山岳遭難事故等における捜索，救助）
(4) 火災防ぎょ活動（大規模火災における情報収集，資機材等輸送，空中消火）
(5) 広域航空消防防災応援活動（大規模地震災害等における東北各県等との相互応援）
(6) 一般行政活動（県政広報，撮影，調査）

（３）運航体制

空中からの救助，消火活動や救急活動などの消防防災業務を円滑に遂行するため，平成4年4月に防災ヘリコプター管理事務所を設置し，各消防本部から救急・救助の経験を有する職員の派遣を受けて防災航空隊（隊員9名）を組織している。また，防災ヘリコプターの運航は民間会社（東北エアサービス株式会社）に委託している。 平成13年4月1日からは，県と仙台市による隔日交替の24時間運航体制により，夜間時における救急活動や災害時における上空調査等の体制を実施していた。

東日本大震災で発生した津波により宮城県防災ヘリコプター管理事務所を含む仙台市消防ヘリポートが被災したことから24時間運航体制は実施していなかったが，平成25年8月からは，宮城県防災航空隊及び仙台市消防航空隊ともに仙台空港周辺の民間敷地内に仮設事務所を設置し，24時間運航体制を確保した。

平成30年3月には，仙台国際空港隣接地（岩沼市空港西1丁目15）に防災ヘリコプター管理事務所を再建し，隣接して設置された仙台市消防航空隊庁舎とともに，同年4月から恒久的施設での防災ヘリコプターの運航を開始した。

（４）防災ヘリコプターの機種及び装備品

防災ヘリコプターの機種は安全性，運航実績，経済性等から川崎式ＢＫ117Ｂ－1型（川崎重工業株式会社製）に決定し，平成4年4月から本格運航を開始した。その後，1,200時間点検時に改修を行い，川崎式ＢＫ117Ｂ－2型とした。 平成20年3月には，機体の老朽化等のため，機体性能の向上した川崎式ＢＫ117Ｃ－2型に更新を図った。

しかし，東日本大震災で発生した津波により，防災ヘリコプターが被災したため，東日本大震災関係の消防・防災活動については，平成23年3月11日から8月6日まで設置された災害対策本部事務局ヘリコプター運用調整班において，他機関と連携を図りながら活動を行った。

平成24年度については，民間から借りた代替機で消防・防災活動を行っていたが，平成25年6月に消防庁からの無償貸与機体（ＡＳ365Ｎ3＋）が納入され，より安全に活動ができるよう防災航空隊員・操縦士の習熟訓練を十分に行い，平成25年8月から本格的に緊急運航を再開した。主な装備品は救急搬送資機材，救助用降下装置，救助用吊り上げ装置，機外貨物吊り下げ装置，広報装置等となっており，また同年にヘリサットシステムも導入され，調査等においての映像配信が可能となった。

（５）ヘリポート等の整備

運航基地（メインヘリポート）については，仙台市消防ヘリポート（平成13年2月1日供用開始，仙台市若林区荒浜字今切29－2）を活動拠点としてきたが，上記のとおり被災したため，運航管理業務を委託している東北エアサービス株式会社敷地内に仮設事務所を設置し活動していた。

平成30年3月に，仙台国際空港隣接地（岩沼市空港西1丁目15番）での再建が完了し，同年4月から，新たな運行基地において，仙台市消防航空隊とともに活動を開始している。

県内の飛行場外離着陸場等は，東日本大震災関連で現在使用不能となっている箇所を除いて，現在は205箇所が選定されている（令和4年1月現在）。

県庁屋上ヘリポートは，平成5年2月から供用開始しているが宮城県防災航空隊及び仙台市消防航空隊の現有機体では面積及び耐荷重の面で使用できない状況である。

（６）他消防防災機関との連携応援体制

消防防災ヘリコプターが全国的に普及し，救急医療体制との連携や広域航空応援体制の確立など総合的な消防防災体制のネットワークの形成が進められている。本県においても，協定の締結等により他消防防災機関との連携応援体制の充実を図っている。

表８　令和４年宮城県防災ヘリコプター運航状況

（令和４年１月１日から令和４年１２月３１日まで）

区分		月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	総計
災害出動	災害応急対策活動	件数			1 (1)				1						2 (1)	41 件 (3) 27:22 (1:10)
		時間			3:02 (0:55)				1:00						4:02 (0:55)	
	救急活動	件数			1	2 (1)	3	3	2						11 (1)	
		時間			0:20	0:53 (0:12)	1:16	0:59	0:33						4:01 (0:12)	
	救助活動	件数			2	2	3	4	3 (1)						14 (1)	
		時間			0:57	1:37	2:16	3:02	2:24 0:03						10:16 (0:03)	
	火災防ぎょ活動	件数			4	2	3								9 (0)	
		時間			2:02	0:37	3:53								6:32 (0:00)	
	広域航空消防防災応援活動	件数				3			2						5 (0)	
		時間				1:14			1:17						2:31 (0:00)	
	小計	件数	0 (0)	0 (0)	8 (1)	9 (1)	9 (0)	7 (0)	8 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	41 (3)	
		時間	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	6:21 (0:55)	4:21 (0:12)	7:25 (0:00)	4:01 (0:00)	5:14 (0:03)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	27:22 (1:10)	
災害予防活動	広報活動	件数													0	14 件 13:41
		時間													0:00	
	調査	件数		2	1	2	1		8						14	
		時間		1:11	1:25	1:15	0:50		9:00						13:41	
	小計	件数	0	2	1	2	1	0	8	0	0	0	0	0	14	
		時間	0:00	1:11	1:25	1:15	0:50	0:00	9:00	0:00	0:00	0:00	0:00	0:00	13:41	
消防防災訓練活動	乗組員訓練	件数		6	15	18 (3)	10	16	11	1					77 (3)	88 件 (3) 114:51 (0:52)
		時間		9:02	23:25	21:10 (0:52)	12:46	20:32	14:23	1:17					102:35 (0:52)	
	県関係防災訓練	件数				1	2	1							4 (0)	
		時間				1:58	2:16	2:00							6:14 (0:00)	
	市町村消防防災訓練	件数						3							3 (0)	
		時間						2:02							2:02 (0:00)	
	広域協定等に伴う訓練	件数						1					(0)		1 (0)	
		時間						1:00					(0:00)		1:00 (0:00)	
	その他の訓練等	件数					1	1	1						3 (0)	
		時間					1:00	1:00	1:00						3:00 (0:00)	
	小計	件数	0 (0)	6 (0)	15 (0)	19 (3)	13 (0)	22 (0)	12 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	88 (3)	
		時間	0:00 (0:00)	9:02 (0:00)	23:25 (0:00)	23:08 (0:52)	16:02 (0:00)	26:34 (0:00)	15:23 (0:00)	1:17 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	114:51 (0:52)	
一般行政活動		件数													0	0 件 0:00
		時間													0:00	
整備		件数	5	4	1	1		1							12	12 件 8:42
		時間	2:30	5:03	0:25	0:19		0:25							8:42	
その他		件数		1						1					2	2 件 0:45
		時間		0:20						0:25					0:45	
合計		件数	5 (0)	13 (0)	25 (1)	31 (4)	23 (0)	30 (0)	28 (1)	2 (0)	(0)	(0)	(0)	0 (0)	157 (6)	157 件 (6) 165:21 (2:02)
		時間	2:30 (0:00)	15:36 (0:00)	31:36 (0:55)	29:03 (1:04)	24:17 (0:00)	31:00 (0:00)	29:37 (0:03)	1:42 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	0:00 (0:00)	165:21 (2:02)	
運航休止日数		日数	31	20	1	2	4	3		30	30	31	30	31	213	

※（　）夜間運航

１０　宮城県防災行政無線

地域衛星通信ネットワークを利用した衛星系無線局を本庁・合同庁舎・市町村・消防本部等に設置し、併せて、従来の地上系防災行政無線の機能の拡充・強化を行い、平成13年4月から衛星系と地上系の2系統で運用している。

○ 衛星系

（一財）自治体衛星通信機構(lascom)の地域衛星通信ネットワークを利用し、構築している。東経162度の赤道上空約3万6千ｋｍの静止衛星「スーパーバードB3号機」を介して、電話、ＦＡＸ、映像等の情報伝達を行う。

静止衛星のため、日本全国をカバーする広域性を持ち、回線設定が容易であるため、災害時における情報伝達機能の充実・強化が図られている。

＊衛星系地球局　計71局

- ・県庁局　1局
- ・合同庁舎局　7局（大河原、仙台、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼）
- ・市町村局　34局（仙台市を除く市町村）
- ・消防本部局　10局（仙台市消防局を除く。別途仙台市で管理している）
- ・県出先事務所局　3局（平成３０年４月１日から防災ヘリコプター管理事務所追加）
- ・防災関係機関局　4局
- ・可搬局　11局
- ・ヘリサット局　1局

○ 地上系

多重無線、単一無線、及び移動無線により通信網を構築している。

多重無線回線において、電話回線及びＦＡＸ一斉回線については、県内各地に点在する無線中継所により通信路を海側ルート・山側ルートの２ルートを構築しており、一方の回線に障害があっても無線による通信には支障がないように冗長構成としている。

＊地上系固定局　計92局

- ・県庁局　1局
- ・中継局　17局
- ・合同庁舎局　7局（大河原、仙台、大崎、栗原、登米、石巻、気仙沼）
- ・市町村局　35局（県内全市町村）
- ・消防本部局　11局
- ・県出先事務所局　10局
- ・防災関係機関局　8局

＊移動無線　計11局

- ・陸上移動局（携帯型）11局

１１　緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、平成７年阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成７年６月に創設され、平成１５年６月の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成１６年４月施行）されたもので、通常それぞれの消防本部の管内で活動を行っている消防部隊から大規模災害時に臨時に編成し、国内における大規模災害又は特殊災害の発生に際し、消防庁長官の求め又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により、都道府県単位で構成される消防応援部隊である。

東日本大震災においては、法制化以降初の消防庁長官の指示により、宮城県沿岸部をはじめ岩手県及び福島県等において、延べ 31、166 隊 109、919 人が出動し、88 日間にわたり、消火、救急、救助等の活動を展開した。また、令和元年東日本台風においては、宮城県、福島県、長野県への消防庁長官指示の求め又は指示を受け 14 都道県延べ 809 隊 2、978 人が出動し、6 日間にわたり、救助、行方不明者の捜索、情報収集活動を展開した。

（1）　編成

全国での緊急消防援助隊の規模は令和 4 年 4 月現在で、登録本部数は 723 消防本部で隊数は 6、925 隊であり、構成隊は、指揮支援部隊として、統括指揮支援隊及び指揮支援隊並びに航空指揮支援隊、都道府県大隊として、都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、水上中隊、特殊災害(毒劇物等、大規模危険物火災等、密閉空間火災等)中隊、特殊装備中隊（遠距離送水、消防活動二輪、震災対応、水難救助、その他)、統合機動部隊、そのほか航空部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊から構成されている。

（2）　緊急消防援助隊宮城県大隊の登録

宮城県大隊の登録隊は下表のとおりとなっている。（令和４年４月１日現在）

緊急消防援助隊宮城県の登録隊

令和4年4月1日現在

消防本部名		統括指揮支援隊	指揮支援隊	航空指揮支援隊	都道府県大隊指揮隊	統合機動部隊指揮隊	NBC災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊			特殊装備小隊				航空小隊	航空後方支援小隊	合計	
														毒劇物等対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊	密閉空間火災等対応小隊	遠距離送水大量小隊	震災特殊車両対応小隊	水難救助小隊	その他特殊装備小隊			小隊数	重複除く
仙台	仙台市消防局	1	2	1	1	1(1)	1(1)	1(1)	13	3	7	6	1	4(2)	3	1	2	1	1	2	2	1(1)	55	49
塩釜ブロック	塩釜地区消防事務組合消防本部				1			1(1)	3	1	1	1								1			9	8
	石巻地区広域行政事務組合消防本部								7	2	3	1											13	13
	黒川地域行政事務組合消防本部								3		1	1											5	5
	ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	1(1)	13	3	5	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	27	26
大崎ブロック	大崎地域広域行政事務組合消防本部				1				5	1	3	1								2			13	13
	栗原市消防本部								3	1	1	1											6	6
	登米市消防本部								3		2	1											6	6
	気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部								4	1	2	1								1			9	9
	ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	0	15	3	8	4	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	34	34
仙南ブロック	仙南地域広域行政事務組合消防本部				1				6	1	2	2								1			13	13
	名取市消防本部								3		1	1											5	5
	あぶくま消防本部								2		2	2											6	6
	ブロック内小計	0	0	0	1	0	0	0	11	1	5	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	24	24
宮城県				1																	1	2(1)	4	3
宮城県合計		1	2	2	4	1(1)	1(1)	2(2)	52	10	25	18	1	4(2)	3	1	2	1	1	7	3	2(1)	144	136

※（）内数字は重複する小隊数

（３）　宮城県大隊の出動

①　平成 28 年台風第 10 号の被害により岩手県知事から緊急消防援助隊の応援要請が行われ、消防庁長官からの出動の求めにより本県大隊の陸上隊が岩手県（岩泉町）に初めて出動した。51 隊 193 名が出動し、8 月 31 日から 9 月 9 日まで 10 日間で延べ 575 隊 2、169 名（重複隊含む）が活動した。主な活動内容は、河川の氾濫により流されてきた流木等を排除しながらの要救助者捜索やヘリコプターによる孤立者の救出・救急搬送等を行った。

②　平成 30 年 9 月 6 日 3 時 7 分頃の北海道胆振地方中東部を震源とする地震（マグニチュード 6.7(暫定値)、最大震度７：厚真町）により、北海道胆振地方を中心とした広い範囲で人的、物的被害が発生した。最大震度７を記録した厚真町では、山の斜面崩壊が多発し、流出した土砂により多くの建物が全壊、多数の死者を出す大きな被害となった。

「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に規定する迅速出動及び北海動知事からの応援要請（6 日）に基づき、１道１都 10 県から緊急消防援助隊が出動し、主に厚真町にて活動を実施した。

宮城県大隊も上記要請に基づき、9 月 6 日から 9 月 11 日までの 6 日間、陸上隊及び航空部隊延 34 隊 126 名の部隊を派遣し、厚真町での救助・救急活動を実施した。

陸上隊は、自衛隊及び警察等の関係機関と連携し、土砂に埋もれた事故現場で重機等を用いた捜索救助活動を実施するとともに、傷病者の救急搬送等を実施した。

航空隊は、ホイスト等による救助活動、傷病者の救急搬送、ヘリテレ等を用いた情報収集活動を実施した。

（４）　訓練

緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練は、大規模災害活動時における緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上を目的に、平成 8 年度から全国を 6 ブロックに区分して毎年実施しており、令和 4 年度、本県が属する北海道・東北ブロックについては、青森県青森市を訓練会場として、 2 日間で図上訓練及び実動訓練を実施した。

図上訓練については、青森県庁及び青森地域広域事務組合消防本部を会場として、青森県災害対策本部、消防応援活動調整本部設置運営等、緊急消防援助隊の受援に係る対応訓練を実施し、実動訓練においては、青森市の新中央埠頭を主会場として、北海道・東北ブロックの消防機関等 210 隊、857 名が参加した。

第６　救急・救助業務

１　救急・救助業務実施体制の現況（令和５年４月１日現在）

（１）消防本部数　１１本部（単独４ 組合７）

（２）救急業務実施市町村　３５市町村（１４市２０町１村）

救急隊数	１０２隊
救急隊員数	１，１８７人（専任４６３人、兼任７２４人）
救急救命士数	５１６人（専任３２３人、兼任１９３人）
救急自動車	１２５台

（３）救助業務実施市町村　３５市町村（１４市２０町１村）

救助隊数	３０隊
救助隊員数	３７１人（専任１６８人、兼任２０３人）
救助工作車	２１台

２　救急業務の実施状況

（１）救急出場件数及び搬送人員（令和４年１月１日～令和４年１２月３１日）

令和４年中における県内の救急業務の実施状況を見ると、救急出場件数 122,457 件、搬送人員が 105,643 人で、出場件数は 14.7%の増、搬送人員は 10.8%の増となった。これは１日平均 335 件（前年 293 件）で約 4.3 分（前年 4.9 分）に１件の割合で救急隊が出場し、県民約 22 人に１人が救急隊によって搬送されたことになる。

表１　救急出場件数及び搬送人員

（各年1月1日～12月31日）

	救急出場件数(A)	対前年増加率	搬送人員	対前年増加率	(A)のうち交通事故による件数(B)	構成比 (B)/(A)×100	(A)のうち急病による件数(C)	構成比 (C)/(A)×100
平成24年	98,228	△5.3%	88,079	△6.2%	8,174	8.3%	60,598	61.7%
平成25年	98,694	0.5%	88,987	1.0%	7,957	8.1%	61,212	62.0%
平成26年	101,344	2.7%	90,927	2.2%	7,829	7.7%	63,357	62.5%
平成27年	103,126	1.8%	92,543	1.8%	7,521	7.3%	65,093	63.1%
平成28年	103,755	0.6%	94,288	1.9%	7,107	6.8%	66,604	64.2%
平成29年	106,048	2.2%	96,185	2.0%	7,251	6.8%	68,320	64.4%
平成30年	109,590	3.4%	99,600	3.6%	6,884	6.3%	71,283	65.0%
令和元年	112,997	3.1%	101,893	2.3%	6,181	5.5%	74,614	66.0%
令和2年	100,737	△10.8%	90,199	△11.5%	5,373	5.3%	65,679	65.2%
令和3年	106,767	6.0%	95,348	5.7%	5,273	4.9%	69,991	65.6%
令和4年	122,457	14.7%	105,643	10.8%	5,700	4.7%	82,882	67.7%

図１　事故種別救急出場件数

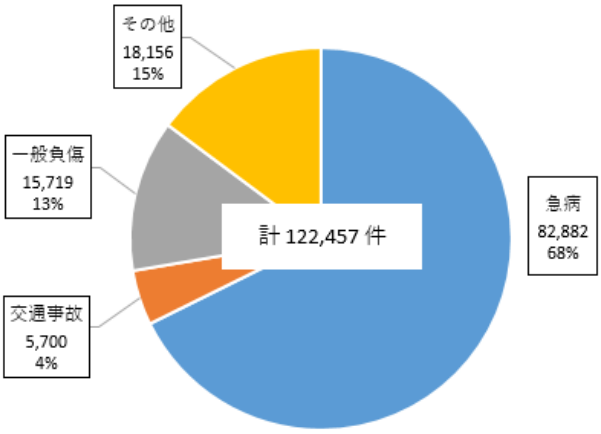

図２　事故種別救急搬送人員

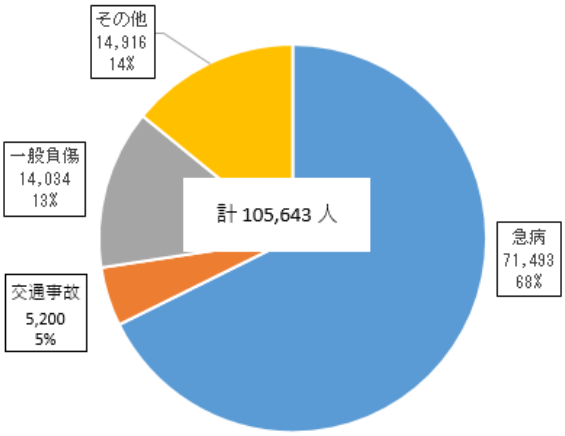

図３ 傷病程度別搬送状況

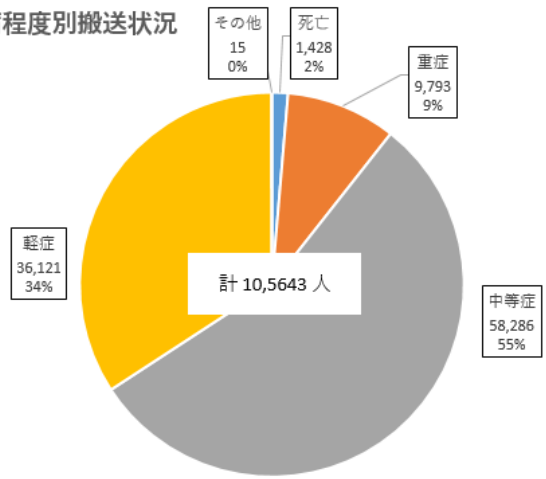

（２）救急出場から医療機関等に傷病者を収容するまでに要した時間別搬送人員数

令和４年中の搬送人員 105,643 人について、救急隊が救急出場から医療機関等に傷病者を収容するのに要した時間別の搬送人員は、表２のとおりである。これによると、0.6%にあたる 648 人が 20 分未満で、また、10.0%にあたる 10,543 人が 20 分以上 30 分未満で収容されており、救急隊の覚知から傷病者を医療機関等に収容するまでの平均所要時間は、49.6 分となっている。

表２　救急出場から医療機関等に収容するまでに要した時間別搬送人員数

（令和4年1月1日から12月31日まで）

	10分未満	10分以上 20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 120分未満	120分以上	計	収容平均 所要時間
急病	0	212	6073	48246	15863	1099	71,493	50.6 分
割合	0.0%	0.3%	8.5%	67.5%	22.2%	1.5%	100.0%	
交通事故	0	10	322	3554	1285	29	5,200	50.8 分
割合	0.0%	0.2%	6.2%	68.3%	24.7%	0.6%	100.0%	
一般負傷	0	44	959	9532	3310	189	14,034	51.2 分
割合	0.0%	0.3%	6.8%	67.9%	23.6%	1.3%	100.0%	
その他	9	373	3,189	9,126	2,119	100	14,916	42.9 分
割合	0.1%	2.5%	21.4%	61.2%	14.2%	0.7%	100.0%	
計	9	639	10,543	70,458	22,577	1,417	105,643	49.6 分
割合	0.0%	0.6%	10.0%	66.7%	21.4%	1.3%	100.0%	

（３）救急隊員の行った応急処置の状況

令和４年中の搬送人員 105,643 人のうち、応急処置を行った救急患者は、全体の 99.7%にあたる 105,606 人であり、その実施状況を示したのが表３である。

表３　救急隊員が行った応急処置の状況

（令和4年1月1日から12月31日まで）

事故種別	急病	交通事故	一般負傷	その他	計
応急処置対象人員	71,483	5,196	14,030	14897	105,606
事故種別構成比	67.7%	4.9%	13.3%	14.1%	99.7%

３　救急医療体制

救急患者を受け入れる救急病院及び診療所の告示状況は表４のとおりである。本県における救急告示医療機関は 72 ヵ所であり、救急告示医療機関以外も含めた体制をとっている。

表４　救急医療機関の告示状況

（各年4月1日現在）

開設者	国立	公立	公的	私的病院	私的診療所	計
令和5年	3	26	6	34	3	72
令和4年	3	27	6	34	3	73
令和3年	3	27	6	34	3	73
令和2年	3	27	7	34	3	74
平成31年	3	25	7	34	4	73

４　救急業務高度化の現況

（１）救急隊員・救急救命士の養成及び救急用資機材等の整備

救急業務を担う救急隊員の養成教育を、新任消防職員及び現任消防職員を対象として宮城県消防学校で行っている。救急救命士を養成するために設立された「一般財団法人救急振興財団」に対しては、他の都道府県と共に運営費を負担している。

また、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大に伴い、高度な応急処置の実施に必要な救急用資機材等の計画的な整備を進めなければならない。このため、「緊急消防援助隊設備整備費補助金」（国庫補助）により、高規格救急自動車を含む救急自動車や高度救命用資機材の整備の促進を図っている。

（２）メディカルコントロール体制の構築

メディカルコントロール体制とは、医師が救急救命士らに事前及び事後の指示・指導を行うことにより、救急現場及び搬送途上における傷病者への応急処置の品質管理と質的向上を図る体制である。

本県では、平成 14 年 10 月に「宮城県メディカルコントロール協議会」を、平成 15 年 3 月に県内 9 地域の「地域メディカルコントロール協議会」をそれぞれ設置した。各地域では、医師による救急活動の事後検証や、病院実習、現場の救急救命士らへの指示・助言を通して、救急救命士や救急隊員の資質向上への取り組みが行われている。

表５　地域メディカルコントロール協議会　区域割り及び関係機関

区域名	区域割り		関係機関		
	医療圏	郡市名	医師会	消防本部	行政機関
仙南	仙南	白石市，角田市， 刈田郡，柴田郡， 伊具郡	白石市 角田市 柴田郡	仙南地域	大河原地方振興事務所 仙南保健所
岩沼	仙台	名取市，岩沼市， 亘理郡	名取・岩沼 亘理郡	名取市 亘理地区	仙台地方振興事務所 塩釜保健所
仙台・黒川		仙台市，富谷市，黒川郡	仙台市 富谷市 黒川郡	仙台市 黒川地域	県消防課 県医療政策課 仙台市健康福祉局
塩釜		塩竈市，多賀城市，宮城郡	塩釜	塩釜地区	仙台地方振興事務所 塩釜保健所
大崎	大崎	大崎市，加美郡， 遠田郡	大崎市 加美郡 遠田郡	大崎地域	北部地方振興事務所 大崎保健所
栗原	栗原	栗原市	栗原市	栗原市	北部地方振興事務所栗原地域事務所 大崎保健所栗原支所
登米	登米	登米市	登米市	登米市	東部地方振興事務所登米地域事務所 石巻保健所登米支所
石巻	石巻	石巻市，東松島市， 牡鹿郡	石巻市 桃生郡	石巻地区	東部地方振興事務所 石巻保健所
気仙沼	気仙沼	気仙沼市， 本吉郡	気仙沼市	気仙沼・本吉地域	気仙沼地方振興事務所 気仙沼保健所

（３）救急救命士の処置範囲拡大

平成 15 年 4 月から除細動の実施に際し、医師の具体的指示は不要となり、平成 16 年 7 月からは医師の具体的指示下における救急救命士による気管挿管の実施が可能となった。また、既に救急救命士の資格を有する者に対しては、宮城県消防学校における講習と各地域メディカルコントロール協議会が指定した医療機関における実習を修了した者に対し、宮城県メディカルコントロール協議会長が必要な知識・技能を修得した者に認定証を交付している。県内においては、令和 4 年度までに、518 人の救急救命士が認定を受けている。

また、平成 23 年 8 月からは、上記気管挿管の認定を受けている救急救命士が追加の実習を修了することで、ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管の実施が可能となり、当県においては令和 2 年 4 月 1 日から運用を開始。令和 4 年度末までに 123 人の救急救命士が認定を受けている。

救急救命士による薬剤の投与については、平成 18 年 4 月から医師の具体的指示下における救急救命による薬剤（アドレナリン）投与の実施が認められた。既に救急救命士の資格を有する者に対しては、（一財）救急振興財団、消防大学校、宮城県消防学校における講習と県及び地域メディカルコントロール協議会が指定した医療機関における実習を修了した者に対し、宮城県メディカルコントロール協議会長が必要な知識・技能を修得した者に認定証を交付している。県内においては、令和 4 年度までに、728 人の救急救命士が認定を受けている。

平成 26 年 4 月からは、医師の具体的指示下における心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が認められた。既に救急救命士の資格を有し薬剤（アドレナリン）投与認定を受けた者に対して、（一財）救急振興財団及び宮城県消防学校における講習を修了した者に対し、宮城県メディカルコントロール協議会長が必要な知識・技能を修得した者に認定証を交付している。県内においては、令和 4 年度までに、625 人の救急救命士が認定を受けている。

５　救助活動の実施状況

令和４年中の救助活動状況は、表６のとおりであり出動件数１，２６９件、活動件数８１８件となっている。

表６　救助活動実施状況

（１月１日から１２月３１日まで）

	事故種別	出動件数	活動件数	活動人員	救助人員
令和４年	火災	59	59	868	19
	交通事故	318	181	1,835	214
	水難事故	76	64	738	58
	風水害等自然災害	27	24	159	36
	機械による事故	26	17	190	16
	建物等による事故	342	293	2,329	253
	ガス及び酸欠事故	23	9	103	5
	破裂事故	0	0	0	0
	その他の事故	398	171	1,679	141
	計	1,269	818	7,901	742

第７　消防教育

１　教育方針

本県は、台風、洪水、地震、津波など多数の災害発生要因を有しているとともに、近年の産業の進展による都市の広範化、流通の活性化による交通事情の急激な変化、さらには情報化、高齢化などにより社会環境が大きく変化しようとしており、これに伴って各種災害発生の増加が予想される。

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災以降、消防に対する県民のニーズは増大し、消防機関はその期待に応じる必要がある。

一方で、団塊世代や組合消防発足時の採用者の大量退職により、消防本部職員の構成が若年化し、災害対応力の低下が懸念されている。

こうした状況のなか、消防に対する県民の期待と関心はより一層高まりを見せており、救急需要の更なる増加と相まって救急処置の高度化、大規模災害への対応など消防需要にも迅速的確な対応が求められているほか、警防、予防、救急、救助、防災・危機管理等の広範な業務を任務とする消防職員及び消防団員の資質の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

こうした情勢を踏まえ、「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅰ期計画　平成２７年度～平成３１年度）」を定め、「宮城の安全・安心を担う真の消防人を創る」の基本理念に基づき、「協働と参画」・「選択と集中」・「震災からの教訓」・「創造力の醸成」の４点を基本方針とし、基本的な消防業務の知識・技能を身につけさせるとともに、初任総合教育の更なる充実と効率化、専科教育及び特別教育の高度専門化、幹部教育の階層に相応しい組織運営教育の充実強化等を図ることにより、大規模災害や複雑化する災害に即応できる高度な専門知識と技能を修得させ、防災・危機管理意識の醸成と、更には組織活動の基本である規律の保持、体力の錬成、正しい倫理感と協調精神を涵養し、積極的かつ能率的に職務を遂行できる消防人の育成に努めている。

同計画期間終了に当たり、平成２７年度から平成２９年度までの訓練内容を検証・評価するとともに、近年の消防行政を取り巻く社会生活環境や消防に対する住民ニーズ等の変化を見据え、今後５年間の教育訓練の指針となる「宮城県消防学校教育基本計画（第Ⅱ期計画　令和２年度～令和６年度）」を策定した。

２　教育計画及び教育内容

消防学校規則（昭和４６年宮城県規則第３５号）第２条に定めるところにより、年間の教育訓練計画を策定し、計画的に教育訓練を実施した。

（１）消防職員の教育訓練

初任総合教育については基礎的な学術及び技能を、専科教育等については専門知識、技能の習得に効果のある教育を、幹部教育については幹部として習得すべき事項に関する教育を、特別教育については専門的分野を重点的に習得する教育訓練を実施した。

ア　初任総合教育

新規に採用された消防職員に対し、職務遂行に不可欠な基礎知識、技能の習得、人格の形成、厳正な規律の保持及び旺盛な士気と体力の錬成を図り、職務を的確に遂

行できる基本教育（初任教育）を行うとともに、高度な救助・救急技術の専門的教育訓練（救助科・救急科）を一体的に行い、多様な現場活動に即応できる人材を育成するための総合的な教育訓練を実施した。

イ　専科教育

現任の消防職員に対して特定の分野に関する専門的な教育を実施した。

①「特殊災害科」②「危険物科」③「救急科」

ウ　幹部教育

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を実施した。

①「初級幹部科」②「上級幹部科」

エ　特別教育

専門的分野を重点的に習得する教育訓練を実施した。

①「救急救命士処置拡大講習」②「救急救命士再教育講習」③「救助隊員再教育講習」④「指揮隊長教育講習」

オ　消防学校修了者数（消防職員）　過去５年分

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
宮城県計（名）	３０６	３３６	３３６	４２８	３０２

※ 修了者数は、県内消防職員の他、市町村職員、県外の消防職員等及び海上保安庁職員を含む人数を計上している。

（２）消防団員の教育訓練

教育訓練計画に基づき、実科、学科について、各教育それぞれ特色のある教育を実施した。

ア　基礎教育（現地教育含む）

新任の消防団員に対して基礎的な教育訓練を実施した。

イ　専科教育

現任の消防団員に対し特定の分野に関する専門的な教育訓練を実施した。

ウ　幹部教育（専科教育）

幹部として習得すべき事項に関する教育訓練を実施した。

「指揮幹部科（分団指揮課程専科）」

エ　特別教育

女性消防団員に対し習得すべき事項に関する教育訓練を実施した。

「女性消防団員活躍推進講習」

（３）消防職員及び消防団員以外の者の教育訓練

一般教育

ア　「幼少年消防クラブ指導者研修」

幼少年消防クラブ指導者に対して、一日入校による基礎的な教育訓練を実施し、防火防災意識の高揚に努めた。

イ　「防災研修」

市町村、教育機関及び消防本部等が主体となった防災研修に対して、当該機関等の要請に応じて消防学校教官が支援して防火防災意識の高揚に努めた。

3 令和4年度教育訓練実施状況

表１　教育訓練実施状況

令和５年３月３１日現在

教育訓練種別		区分	教育訓練期間	教育訓練総日数		教育訓練実日数		教育訓練人員		階級別入校者人員 A	B	C	D	E	F		他
消防職員教育	初任総合教育（第二十五期）	初任教育	4月12日～9月30日 3月17日	266	174	180	116	81	81						81	81	
		救助科	10月3日～11月1日		32		21		80							80	
		救急科	1月16日～3月16日		60		43		79							79	
	専科教育	特殊災害科（第７期）	12月14日～12月22日		12		7		22			11	10	1			
		危険物科（第７期）	11月7日～11月11日		5		5		24			2	14	7		1	
		救急科（現任）	1月16日～3月16日		60		43										
	幹部教育	初級幹部科（第36期）	12月12日～12月23日		12		10		26			15	11				
		上級幹部科（第８期）	1月11日～1月12日		2		2		19	19							
	特別教育	救急救命士処置拡大講習（第８期）	10月13日		1		1		21		4	6	7			4	
		救急救命士処置拡大講習（第９期）	11月10日		1		1		16		2	3	7			4	
		救急救命士処置拡大講習（第１０期	11月25日		1		1		15		4	5	5	1			
		救急救命士再教育講習	12月13日～12月16日		4		4		32		5	12	12	1		2	
		救助隊員再教育講習	11月29日～12月10日		12		10		24				7	8		9	
		指揮隊長教育講習	11月14日～11月18日		5		5		22		14	8					
	小計				364		254		302	19	29	62	49	18		90	0
消防団員教育	基礎教育	現地教育	6月4日～6月5日		2		2		34					3		31	
		現地教育	6月25日～6月26日		2		2		38					7		31	
		現地教育（登米市）	10月8日～10月9日		2		2		18							18	
		基礎教育（第１７期）	11月19日～11月20日		2		2		35				1	3		31	
	専科教育	警防科（第６期）	11月5日～11月6日		2		2		35		1		4	16		14	
	幹部教育	指揮幹部科(分団指揮課程)（第９期）	11月30日～12月1日		2		2		51	1	10	16	21	3			
	特別教育	女性消防団員活躍推進講習	11月12日～11月13日		2		2		22				2	2		18	
	小計				14		14		233	1	11	16	28	34		143	0
その他	一般教育		7月28日		1		1		28	幼少年消防クラブ指導者研修							
	防災研修		随時				9		399	消防団員，町内会役員等に対する防災講話9回							
	小計				1		10		427								
合計					379		278		962								

「階級別入校者人員」欄には，吏員又は団員の階級準則に基づく入校者の階級を次の区分にしたがって計上した。
ただし，準則に定めない階級の者については当該階級の直近下位の準則に定めのある階級に計上した。

※ 消防司令長・団長・副団長－Ａ　消防司令・分団長－Ｂ　消防司令補・副分団長－Ｃ
消防士長・部長－Ｄ　消防副士長・班長－Ｅ　消防士・団員－Ｆ
他－消防団員又は消防職員以外の者

・ 未修了者人員を含む。口
・ 初任総合教育人員は，初任教育・救助科のみの教育訓練人員を含まない。

第８　産業保安行政

日常生活や産業活動に欠かすことのできない火薬類、高圧ガス・液化石油ガス及び電気による事故や災害を未然に防止することを目的に、許可・登録、検査・指導、保安意識の啓発及び免状交付等の事務を行っている。

併せて、一般社団法人宮城県ＬＰガス協会や一般社団法人宮城県火薬類保安協会等の産業保安関係団体と連携し、事故や災害の防止と公共の安全の確保に努めている。

なお、火薬類取締法に係る許認可、検査等の事務(免状交付に係るものを除く。)権限は、「事務処理の特例に関する条例」(平成 11 年宮城県条例第 54 号。以下「特例条例」という。)に基づき、平成 14 年度から各市町村(実務は消防本部(局))に移譲され、さらに「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 27 年法律第 50 号。以下「第５次地方分権一括法」という。)に基づき、平成 29 年度から仙台市に法定移譲された。

また、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に係る許認可、検査等の事務(免状交付に係るものを除く。)権限は、特例条例に基づき、平成 18 年度から仙台市に、平成 21 年度から登米市に移譲され、高圧ガス保安法については、第５次地方分権一括法に基づき、平成 30 年度から仙台市に法定移譲された。

電気用品安全法に係る販売事業者への立入検査事務は、各市町村で行っている。

産業保安行政の体系は以下のとおりである。

＜産業保安行政体系図＞

火薬類の保安対策	指導取締り	製造・販売等の許可（猟銃等に係るものを含む）
		譲受・消費等の許可
		保安検査、立入検査（猟銃等に係るものを含む）
	保安意識の高揚	保安責任者等への保安教育の実施
		火薬類危害予防週間等における諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の認可、保安教育計画の認可
		定期自主検査の実施指導
	保安責任者免状の交付	
高圧ガスの保安対策	指導取締り	製造・貯蔵等の許可、登録等
		保安検査、立入検査、完成検査
		高圧ガス積載車両路上取締り
	保安意識の高揚	保安責任者等への保安教育の実施
		高圧ガス保安活動促進週間等における諸事業の実施
		消費者に対する啓発及び保安功労者の表彰
	自主保安体制の確立	危害予防規程の届出受理
		定期自主検査の実施指導
	保安責任者免状等の交付（平成 18 年度より外部委託）	
電気工作物の保安確保	電気工事業者の適正な業務の確保及び工事の欠陥による災害の防止	電気工事業者の登録
		電気工事業者への立入検査
	電気工事士免状の交付（平成 18 年度より外部委託）	
電気用品の安全性確保	電気用品による危険及び障害の発生防止	電気用品販売事業者への立入検査

１　火薬類・猟銃保安

（１）火薬類・猟銃等規制の目的

火薬類等は、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費及び猟銃等の製造、販売等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

（２）火薬類・猟銃等関係事業所（製造、販売、貯蔵等）の現状

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく製造、販売等の許可事業所数は、表１－１、１－２のとおりである。

表１－１　火薬類事業所数等【市町村長に権限移譲】　（令和５年３月 31 日現在）

	製造業者（煙火類）			販売業者									火薬庫									庫外貯蔵所			
	打上仕掛	玩具	打上仕掛・玩具兼業	A	B	C	D	E	F	G	H	小計	１級	２級	３級	実包	煙火	玩具	導火線	水畜	小計	販売業者	委託貯蔵	土木業者	その他
県　合計	3	0	0	1	5	2	6	5	0	3	12	35	15	0	2	2	8	1	0	0	25	19	0	0	11

※１　販売業者のＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆ、Ｇ、Ｈ欄は、それぞれ、以下の内容をさす。
　Ａ　火薬（猟用火薬を除く。）又は爆薬を販売するもの
　Ｂ　火薬・爆薬及び火工品、火薬及び火工品又は爆薬及び火工品を販売するもの
　Ｃ　火工品（船舶用火工品・建設用びょう打ち銃用空包・実包及び煙火を単独で販売している場合を除く。）
　Ｄ　実包又は猟用火薬（猟用の無煙火薬と黒色火薬）を販売するもの
　Ｅ　船舶用火工品を販売するもの
　Ｆ　建設用びょう打ち銃用空包を販売するもの
　Ｇ　煙火を販売するもの
　Ｈ　競技用紙雷管を販売するもの
※２　１級～３級火薬庫の定義は以下のとおりである。
　１級　最も本格的なもので、比較的多量の火薬類を貯蔵する恒久的なもの。
　２級　土木工事その他の事業に使用される火薬類をその事業の間貯蔵するもの。
　３級　少量の火薬類を貯蔵する恒久的なもので、爆薬と火工品を同時に貯蔵する場合には隔壁により区分しなければならない。
※３　指定都市については平成 29 年度から法定移譲されたため、上記表に仙台市消防局の実績は含まない。

表１－２　猟銃等製造販売事業所数（令和５年３月 31 日現在）

事業所区分	事業所数
製　　造	0
製造・販売	5
販　　売	3
計	8

（３）火薬類・猟銃等関係許可等件数

「火薬類取締法」及び「武器等製造法」に基づく令和４年度の許可件数は、表２－１、表２－２のとおりである。

表２-１　火薬類許可件数【市町村長に権限委譲】　　（令和４年度）

許認可等区分	件数	許認可等区分	件数
火薬類製造営業許可	0	火薬類輸入許可	0
火薬類販売営業許可	2	火薬庫外貯蔵所指示	11
火薬庫設置許可 （移転・構造設備変更含）	3	危害予防規程の認可	0
火薬類譲渡許可	6	保安教育計画認可	10
火薬類譲受許可	94	製造施設完成検査	0
火薬類消費許可（煙火）	76	火薬庫完成検査 （移転・構造設備変更含）	1
火薬類消費許可（煙火以外）	90		

※指定都市については平成29年度から法定移譲されたため、上記表に仙台市消防局の実績は含まない。

表２－２　猟銃等許可件数　　（令和４年度）

許認可等区分	件数
猟銃等製造許可（移転を含む）	0
猟銃等販売許可（移転を含む）	0

（４）免状の交付

令和４年度の火薬類保安責任者免状交付件数は、表３のとおりである。

表３　火薬類取扱（製造）保安責任者免状交付件数　　（令和４年度）

免状種別	免状交付	免状再交付	免状書換	計
甲種取扱保安責任者	34	5	0	39
乙種取扱保安責任者	7	2	0	9
丙種製造保安責任者	0	0	0	0
計	41	7	0	48

甲種取扱　…　火薬庫において火薬を貯蔵する場合、火薬類の消費場所（発破現場など）において火薬類を消費する際に、法の規定に基づいて種々の保安に関する職務を行う。

乙種取扱　…　甲種と乙種とは、火薬類の貯蔵合計量（乙種は年間に 20t 未満に限定）又は消費合計量（乙種は１ヶ月に１ｔ未満に限定）により、火薬類取扱保安責任者への選任資格が異なる。

丙種製造　…　煙火等の製造数量が１日 300kg 未満の製造工場で火薬類製造保安責任者の選任資格を有する。

（５）立入検査等

火薬類消費場所等に立入り、「火薬類の保安管理、取扱基準の遵守」及び「盗難防止設備等の維持管理」の状況を検査するため、立入検査を行っている。

火薬類製造施設及び火薬庫について、その位置、構造及び設備等が技術上の基準に適合しているかについて保安検査を行っている。

令和４年度に実施した検査件数は、表４のとおりである。

表４　火薬類保安検査等実施件数【市町村に権限委譲】　（令和４年度）

	煙火製造所	火薬庫	販売所	消費場所	庫外貯蔵所	計
立入検査	3	19	38	131	48	239
保安検査	3	23	－	－	－	26

※指定都市については平成２９年度から法定移譲されたため、上記表に仙台市消防局の実績は含まない。

また、猟銃等製造販売事業者のすべてに対し、銃の適正な保管管理及び取扱の状況を確認するため、立入検査を行っている。

（６）各種講習会の実施状況

（一社）宮城県火薬類保安協会の主催する火薬類取扱者を対象とした各種保安講習会に講師を派遣し、保安意識の高揚と事故防止の徹底を図った。令和４年度の実施状況は、表５のとおりである。

表５　講習会受講者数　（令和４年度）

講習区分	実施回数	受講者数
火薬類保安講習会（保安責任者等）	7	437
発破技術講習会	1	75
計	8	512

（７）火薬類事故の発生状況

平成 29 年からの火薬類による事故の発生状況は、表６のとおりである。

表６　火薬類事故関係発生状況（経年変化）

年次／区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年
件数	2	2	3	2	0	2
死者数	0	0	0	0	0	0
負傷者数	2	1	2	1	0	1

２　高圧ガス保安

（１）高圧ガス規制の目的

高圧ガスは、爆発や火災等の潜在的危険性を有しているため、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、製造、販売、貯蔵、消費等を規制し、災害の防止と公共の安全を確保することを目的としている。

（２）高圧ガス関係事業所（製造、販売、貯蔵、消費）の現状（登米市分を含む）

「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく製造、販売、貯蔵、消費等の許可及び届出事業所数は表７、ガスの種類別高圧ガス製造事業所数は表８のとおりである。なお、高圧ガス保安法に係る事務は平成３０年度から指定都市に法定移譲されたため、仙台市消防局管内の実績は含まない。

表７　高圧ガス関係事業所数　　（令和５年３月 31 日現在）

製造事業所											
第一種					第二種					コンビ則	計
一般高圧ガス①	液化石油ガス②	①②適用	冷凍	計	一般高圧ガス①	液化石油ガス②	①②適用	冷凍	計		
87	51	2	82	222	203	5	0	1,078	1,286	3	1,511

販売事業所					貯蔵所								
高圧ガス保安法			液化石油ガス法		第一種				第二種				貯蔵所計
一般高圧ガス①	液化石油ガス②	①②適用	販売事業者数	特定供給設備	一般高圧ガス	液化石油ガス	①②適用	計	一般高圧ガス	液化石油ガス	①②適用	計	
475	234	13	414	31	40	39	1	80	114	15	1	130	210

特定消費事業所				容器検査所
一般高圧ガス	液化石油ガス	①②適用	計	
54	34	1	89	12

表８　ガスの種類別高圧ガス製造事業所数

(1) 一般高圧ガス関係　　(令和５年３月 31 日現在)

区分 ガスの種類	第一種	第二種
空気	12	37
酸素	32	49
アセチレン	1	0
窒素	56	72
水素	6	0
炭酸ガス	38	11
フロンガス	4	19
アンモニア	1	0
塩素	1	0
六フッ化硫黄	1	0
天然ガス	4	0
石油精製	1	0
その他	18	14
計	175	202

(注) 同一事業所で２種類以上の高圧ガスの製造を行っている場合あり。

(2) 冷凍関係　　(令和５年３月 31 日現在)

区分 ガスの種類	第一種	第二種
フルオロカーボン	59	962
アンモニア	22	113
二酸化炭素	0	1
計	81	1,076

(注) 同一事業所で２種類の高圧ガスの製造を行っている場合あり。

（３）高圧ガス関係許可・届出件数（登米市分を含む。液石法の保安機関のみ仙台市分も含む。）

令和４年度における「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可・届出件数は表９のとおりである。

表９　高圧ガス関係許可・届出件数　　(令和４年度)

許可等区分 ガス区分		許可				登録・認定・届出								
		製造		貯蔵		製造		貯蔵		特定消費		販売	保安機関	
		新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	変更	新規	新規	更新
一般高圧ガス		2	20	1	3	4	5	6	5	0	8	36	－	－
冷凍		0	4	－	－	27	24	－	－	－	－	－	－	－
液化石油ガス	高保法	1	13	1	1	2	0	0	0	0	1	0	－	－
	液石法	4※	4※	0	－	－	－	－	－	－	－	0	0	6
コンビ則		0	4	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
計		7	45	2	4	33	29	6	5	0	9	36	0	6

※充てん設備の実績を示す。

（４）免状の交付

令和４年度の高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者等に係る免状の交付件数は、表１０のとおりである。

表１０　免状交付件数（令和４年度）

免状の種類	乙種化学	乙種機械	丙種化学		冷凍機械		販売主任者		液化石油ガス設備士
			液石	特別	第２種	第３種	第１種	第２種	
交付件数	14	37	37	23	22	59	37	91	82

（５）立入検査等（登米市分を含む。販売所の液石法のみ仙台市分も含む。）

１　「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく許可を受けた事業所は、完成検査又は使用前検査に合格した後でなければ、施設を使用してはならないこととされており、これらの規定に基づく検査を適宜行っている。

２　第１種製造事業所について、施設の位置、構造及び設備が技術上の基準に適合しているかについて検査するため、定期的に保安検査を行っている。

３　災害の発生防止のため、製造、販売事業所に対して毎年度立入検査を実施し帳簿書類を検査している。

４　高圧ガス運搬車両については、毎年度関係機関と協力の上、取締・指導を行っている。

令和４年度に実施した検査件数は表１１のとおりである。

表１１　保安検査等実施件数　　（令和４年度）

事業所区分 ＼ 検査区分			保安検査	完成検査	立入検査	移動車両検査
製造所	一般高圧ガス		18	17	42	－
	冷凍		0	0	25	－
	液化石油ガス	高保法	1	11	16	－
		液石法※	4	8	12	－
	コンビ則		0	0	1	－
販売所	一般高圧ガス		－	－	13	－
	液化石油ガス	高保法	－	－	5	－
		液石法	－	－	175	－
貯蔵所			－	4	21	－
移動車両	タンクローリー		－	－	－	3
	バラ積み		－	－	－	9
容器検査所			－	－	4	－
消費場所		特定消費	－	－	16	－
		その他	－	－	0	－
その他			－	－	0	－
計			23	40	330	12

※充てん設備の実績を示す。

（６）各種講習会の実施状況

例年、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく設備基準等の徹底と自主保安の確立による災害防止を図るため、各種講習会を実施しており、令和４年度の実施状況は、表１２のとおりである。

表１２　講習会受講者数　（令和４年度）

講習会種類	実施回数	受講者数
高圧ガス製造事業所等関係	2	63
液化石油ガス販売事業関係	6	520
計	8	583

（７）高圧ガス事故の発生状況

高圧ガス関係の事故発生状況は表１３のとおりであり、令和４年の事故件数は９件と昨年に比べて減少した。令和４年に発生した事故の概要は、表１４、表１５のとおりである。

なお、液化石油ガスの区分において、一般消費者に係る事故の件数等は、括弧内の数値で示した。

表１３　高圧ガス事故関係発生状況（経年変化）

区分＼年次		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
液化石油ガス	件数	8 (3)	10 (4)	8 (3)	7 (4)	10 (6)	8 (5)	7 (5)	5 (3)	7 (5)	7 (6)
	死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	負傷者数	2 (2)	5 (3)	3 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
一般高圧ガス	件数	7	3	7	5	2	3	4	4	4	2
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
冷凍	件数	1	7	4	6	0	1	1	1	1	0
	死者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	件数	17 (5)	20 (4)	19 (3)	18 (4)	12 (6)	12 (5)	13 (5)	10 (3)	13 (5)	9 (6)
	死者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)
	負傷者数	2 (2)	5 (3)	4 (0)	2 (2)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)

表１４　令和４年　高圧ガス事故（主なもの）

No	発生 月日	市 町 村 発生場所	人身被害 事故の分類	ガスの種類 災害現象	事　故 原　因	事故概要
1	3.17	柴田郡柴田町 高圧ガス事業所	― Ｃ２級	液化天然ガス 漏えい	地震	地震発生により液化天然ガス設備の緊急遮断弁が閉止しガス供給先の設備も停止したため、配管内が液封状態となり安全弁が作動。圧力が安全弁の設計圧力を大幅に超えたため安全弁本弁グランド部から漏えいしたもの。
2	7.11	登米市 工事現場	― Ｃ２級	アセチレン、 酸素 喪失・盗難	管理不良	工事作業後、現場のフェンスにアセチレンガス及び酸素容器をベルトで固定し帰宅したところ、次の作業日に容器がなくなっていたもの。

表１５　令和４年　液化石油ガス一般消費者等事故（主なもの）

No	発生 月日	市 町 村 発生場所	人身被害 事故の分類	災害現象 安全装置等の 状況	事　故 原　因	事故概要
1	3.21	多賀城市 飲食店	― Ｃ１級	漏えい火災	燃焼器に接続していた低圧ホースの劣化	飲食店において、店員がスープの仕込みのために鋳物コンロを着火してその場を離れた後、低圧ホースが離脱（全コンロ数７器のうち１器が当該不具合発生）してLPガスに引火し、低圧ホース、内壁、テレビを焦がす小火が発生したもの。
2	3.26	仙台市泉区 集合住宅	― Ｃ２級	漏えい	配管の腐食・経年劣化及び地震による損傷	事故発生現場付近の住民からガス臭がするとの119番通報により覚知。 現地における漏えい検査の結果、LPガス容器に接続されていた供給立ち上がり配管（埋設部）からのLPガスの漏えいが確認された。 発生原因については、配管の腐食・経年劣化と、3月16日に発生した福島県沖地震による埋設部配管の損傷であると推定される。
3	5.20	石巻市 一般住宅	― Ｃ２級	漏えい	部品交換作業時及び作業後の確認不備	一般住宅の改修（リフォーム）工事中に、施工業者が誤ってガス配管の一部を切断したことから、LPガスが漏えいしたもの。

３　電気工事等保安

（１）電気工事等規制の目的

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」、「電気用品安全法」及び「電気工事士法」に基づき、電気工事業者の登録、電気用品販売業者の立入検査及び電気工事士免状交付を行うことにより、電気工作物の保安を確保し、粗悪な電気用品による事故を防止するとともに、電気工事の欠陥による災害発生の防止に寄与することを目的としている。

（２）電気関係事業者等の現状

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」に基づく、県内の登録（みなし登録）電気工事業者、通知（みなし通知）電気工事業者数は、表１６のとおりである。

表１６　電気関係事業者の状況　（令和 5 年 3 月 31 日現在）

	令和４年度 登録数	累計 事業者数	累計 営業所数
登録電気 工事業者	85	903	904
みなし登録 電気工事業者	38	980	994
通知電気 工事業者	0	1	1
みなし通知 電気工事業者	1	9	9

（３）免状の交付

「電気工事士法」に基づく第一種及び第二種電気工事士免状交付の状況は、表１７のとおりである。

表１７　免状交付状況　（令和４年度）

免状の種類	交付件数				計
	試験合格者	認定者	講習修了者	養成施設 修了者	
第一種電気工事士	230	15	0	―	245
第二種電気工事士	1,108	0	―	28	1,136
計	1,338	15	0	28	1,381

（４）立入検査等

「電気工事業の業務の適正化に関する法律」及び「電気用品安全法」に基づく電気工事業者及び電気用品販売業者に対する令和３年度の立入検査件数は、表１８、１９のとおりである。

表１８　電気工事業者立入検査等実施状況　（令和４年度）

種別	登録事業者	みなし登録 事業者	通知事業者	みなし通知 事業者
立入件数	100	72	―	―

表１９　電気用品販売事業者立入検査状況　　13 店舗（令和４年度）

電気用品の区分	具体的な電気用品名	検査機種数
電熱器具	電気がまなど	1
電動力応用機械器具	電気除湿機など	24
光源及び光源応用機械器具	エル・イー・ディー・ランプなど	1
電子応用機械器具	ブルーレイレコーダーなど	0
交流用電気機械器具	直流電源装置など	42
リチウムイオン蓄電池	モバイルバッテリーなど	14
合　　計		82

※　電気用品の販売の事業に係る立入検査は、電気用品安全法施行令により都道府県又は市が処理する事務とされているが、宮城県では、特例条例により町村に権限移譲している。上記表の件数は、市が行ったものは含まれていない。

第９　市町村統計資料

第１表　市町村別火災発生件数及び損害額

単位：件，棟，人，世帯

市町村別	出火件数計	（うち建物）	焼損棟数計	（うち全焼）	焼損面積		死者	負傷者	り災世帯	り災人員	損害見積額（千円）
					建物（㎡）	林野（ａ）					
平成30年	650	369	570	148	22,486	345	26	134	340	814	1,545,862
令和元年	654	356	584	181	22,449	1,088	28	97	287	638	1,305,271
2	642	369	557	149	64,198	304	26	112	324	738	6,956,768
3	614	346	584	184	28,706	672	30	111	343	829	1,985,633
4	**587**	**348**	**589**	**169**	**21,760**	**933**	**29**	**89**	**336**	**762**	**1,890,884**
市部計	**457**	**272**	**464**	**123**	**15,363**	**71**	**26**	**71**	**281**	**623**	**1,609,770**
仙台市	209	127	184	24	2,720	0	7	36	132	258	606,365
石巻市	37	19	35	14	1,369	2	2	4	15	35	117,794
塩竈市	11	11	23	6	709	0	2	5	16	36	43,867
気仙沼市	18	15	31	8	1,068	7	0	3	25	52	98,022
白石市	7	4	5	2	329	3	2	1	3	4	27,472
名取市	12	9	17	3	425	0	1	3	17	42	32,531
角田市	15	9	32	21	2,572	10	1	3	13	45	197,717
多賀城市	10	8	10	0	93	0	2	3	6	8	11,050
岩沼市	11	6	8	1	355	0	0	0	3	10	24,430
登米市	39	15	25	6	976	14	0	1	9	28	47,497
栗原市	27	13	45	23	2,344	24	3	3	17	44	161,003
東松島市	7	1	1	0	0	11	1	0	1	2	515
大崎市	46	34	47	15	2,281	0	5	8	24	59	238,702
富谷市	8	1	1	0	122	0	0	1	0	0	2,805
郡部計	**130**	**76**	**125**	**46**	**6,397**	**862**	**3**	**18**	**55**	**139**	**281,114**
刈田郡	**9**	**6**	**9**	**4**	**837**	**0**	**0**	**1**	**4**	**11**	**23,180**
蔵王町	8	5	8	4	837	0	0	1	3	9	21,471
七ヶ宿町	1	1	1	0	0	0	0	0	1	2	1,709
柴田郡	**26**	**15**	**22**	**7**	**1,065**	**15**	**0**	**2**	**8**	**16**	**61,940**
大河原町	4	4	4	0	0	0	0	1	3	6	22
村田町	9	4	7	5	518	1	0	0	3	6	49,881
柴田町	8	4	4	0	0	14	0	0	1	1	1,188
川崎町	5	3	7	2	547	0	0	1	1	3	10,849

資料：県消防課

市町村別	出火件数計	（うち建物）	焼損棟数計	（うち全焼）	焼損面積		死者	負傷者	り災世帯	り災人員	損害見積額（千円）
					建物（㎡）	林野（ａ）					
伊具郡	**9**	**4**	**11**	**7**	**661**	**15**	**1**	**2**	**2**	**5**	**16,595**
丸森町	9	4	11	7	661	15	1	2	2	5	16,595
亘理郡	**23**	**13**	**23**	**13**	**1,166**	**1**	**2**	**2**	**9**	**24**	**56,591**
亘理町	13	10	17	10	887	0	2	1	8	23	47,774
山元町	10	3	6	3	279	1	0	1	1	1	8,817
宮城郡	**20**	**11**	**23**	**6**	**597**	**6**	**0**	**6**	**16**	**38**	**55,390**
松島町	7	4	7	2	232	6	0	1	3	6	7,103
七ヶ浜町	3	2	8	2	187	0	0	1	7	21	29,948
利府町	10	5	8	2	178	0	0	4	6	11	18,339
黒川郡	**22**	**15**	**17**	**2**	**1,094**	**812**	**0**	**3**	**10**	**20**	**42,621**
大和町	14	11	13	2	1,077	812	0	3	9	18	42,107
大郷町	4	2	2	0	17	0	0	0	1	2	495
大衡村	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	19
加美郡	**8**	**4**	**8**	**3**	**437**	**12**	**0**	**0**	**2**	**13**	**12,775**
色麻町	3	2	3	1	282	0	0	0	1	7	2,140
加美町	5	2	5	2	155	12	0	0	1	6	10,635
遠田郡	**4**	**2**	**3**	**1**	**64**	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**	**854**
涌谷町	2	1	2	1	39	0	0	0	0	0	222
美里町	2	1	1	0	25	0	0	0	0	0	632
牡鹿郡	**3**	**2**	**2**	**0**	**0**	**1**	**0**	**1**	**1**	**2**	**2,201**
女川町	3	2	2	0	0	1	0	1	1	2	2,201
本吉郡	**6**	**4**	**7**	**3**	**476**	**0**	**0**	**1**	**3**	**10**	**8,967**
南三陸町	6	4	7	3	476	0	0	1	3	10	8,967

第２表　消防の概要

（令和５年４月１日現在）

区分 団体名	消防本部・署所					消防団		
	消防本部設置年月日	消防署数	出張所数	消防吏員数	普通消防ポンプ自動車数	消防団数	分団数	団員数
県計		33	59	3,149	94	42	478	17,245
消防本部設置市計		9	32	1,541	35	10	185	4,821
組合構成団体計		24	27	1,608	59	32	293	12,424
仙台市	昭和23年11月1日	6	20	1,125	20	7	56	1,853
名取市	昭和41年4月1日	1	3	99	3	1	6	361
登米市	平成17年4月1日	1	5	155	6	1	73	1,204
栗原市	平成17年4月1日	1	4	162	6	1	50	1,403
黒川地域行政事務組合	昭和48年3月31日	2	2	151	3			
構成団体計						4	22	1,090
富谷市						1	3	155
大和町						1	5	498
大郷町						1	4	266
大衡村						1	10	171
石巻地区広域行政事務組合	昭和46年4月1日	5	8	358	15			
構成団体計						3	55	2,253
石巻市						1	41	1,465
東松島市						1	7	603
女川町						1	7	185
塩釜地区消防事務組合	昭和45年4月1日	5		220	5			
構成団体計						6	36	724
塩竈市						2	7	121
多賀城市						1	8	145
松島町						1	6	191
七ヶ浜町						1	10	176
利府町						1	5	91
亘理地区行政事務組合	平成31年4月1日	2	1	136	4			
構成団体計						3	13	885
岩沼市						1	3	266
亘理町						1	4	359
山元町						1	6	260
仙南地域広域行政事務組合	昭和47年4月1日	4	6	228	14			
構成団体計						9	57	2,907
白石市						1	8	566
角田市						1	7	525
蔵王町						1	6	289
七ヶ宿町						1	4	121
大河原町						1	6	254
村田町						1	5	245
柴田町						1	6	260
川崎町						1	7	222
丸森町						1	8	425
大崎地域広域行政事務組合	昭和45年4月1日	4	5	328	10			
構成団体計						5	85	3,493
大崎市						1	57	2,092
色麻町						1	4	181
加美町						1	7	530
涌谷町						1	7	262
美里町						1	10	428
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合	昭和47年4月1日	2	5	187	8			
構成団体計						2	25	1,072
気仙沼市						1	13	664
南三陸町						1	12	408